



NihonRoshinkyo

# DISCLOSURE 2025

*Next Relation*

# 日本労信協の理念

私たちちは、働く人への融資が円滑に進むよう  
力を尽くす信用保証機関です。

私たちちは、公益性に根ざした信用保証事業を行い、  
働く人とその家族が安心して生活できる  
共生社会の実現に寄与します。

私たちちは、事業目的達成のため、  
役職員の自己研鑽と相互啓発に努めます。

制定：2010.3.3 第37回通常総会

## シンボルマークとコーポレートカラー（制定：1983.9.30 第21回理事会）

### 【シンボルマーク】

“人と人との交わり”をかたどったデザインは、日本労信協と労働金庫、および勤労者のみなさまが固く結びあって、ともに歩んでいく『協同』の想いを表しています。また、“花”をモチーフにした丸味のあるシルエットにより、あたたかさ、親しみやすさを表現しました。



### 【コーポレートカラー】

安らぎとさわやかさを感じさせる明るいグリーンが、安心な社会を目指す日本労信協の事業内容や活動姿勢を伝えます。

シンボルマークとコーポレートカラーは、地域の労働者（勤労者）信用基金協会においても統一的に使用されており、「勤労者のための信用保証事業団体」としての団結を示す役割も果たしています。

# CONTENTS

ごあいさつ	2
概要／設立と役割	3
事業の仕組み	4
保証制度の概要	6
日本労信協における SDGs に関する取組み	7
第9期中期経営計画の概要	8
2024年度事業報告	11
2024年度決算報告	16
2025年度事業計画	17
経営管理体制	23
内部管理態勢	24
トピックス	30
資料編	33
1. 財務データ	34
2. 統計データ	41
3. コーポレートデータ	47

## 表紙のイラスト

『Next Relation』というテーマから「関係」「繋がり」をキーワードに人と人との繋がりを繋がったイラストで表現しました。

白いベースを生かし、爽やかなイメージでタイトルやイラストを引き立たせました。

ごあいさつ

設立と役割  
概要

事業の仕組み

保証制度の概要

日本労信協における SDGs に関する取組み

第9期中期経営計画の概要

2024年度  
事業報告

2024年度  
決算報告

2025年度  
事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編



## ごあいさつ



平素より、皆様方には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本労信協は1980年の設立以来、勤労者が健康で文化的な生活を営むために必要な資金を労働金庫からお借り入れになる際、日本労信協がその保証人となることで、勤労者への融資が円滑に進むことを役割としてまいりました。おかげさまをもちまして、本年6月には設立45周年の節目を迎えることができました。これもひとえに、ご利用いただいているお客様と労働金庫はじめとする社員の皆様のご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

2024年度は自然災害や物価上昇が勤労者の生活を圧迫し、消費支出の落ち込み等がみられたものの、定額減税や33年ぶりの賃上げ率となった春闇の影響等により国内経済には緩やかな持ち直しがみられました。また、日本銀行が

政策金利を引き上げたことにより17年ぶりに「金利のある世界」への転換が図られる等大きな変化を迎える中での事業運営となりましたが、勤労者の生活を支援する労働金庫の着実な取組みのおかげにより、保証債務残高は15兆28百億円となりました。ご支援をいただいた皆様に改めて感謝申し上げます。

2025年度は「Next Relation」をテーマとする第9期中期経営計画の中間年度となります。これまでに計画した課題を着実に実現するとともに足許の社会情勢の変化に応じた課題を加えながら事業を推進してまいります。

具体的には、Web完結型保証審査の取扱商品の拡大やAI保証審査モデルの性能向上に取り組むほか、労働金庫の商品の競争力を維持・向上させるための保証条件等の見直しを進めています。また、保証条件等の見直しについては、勤労者を取り巻く環境の変化を見据えた融資関連施策を労働金庫と協議し、実行に移してまいります。

本年も皆様に、日本労信協の業務内容や事業活動および決算・業務推移などをご紹介するための「Nihon Roshinkyo DISCLOSURE 2025」を作成いたしました。この冊子により皆様の日本労信協に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

2025年7月

理事長 戸守 学



## 概要

名 称	一般社団法人 日本労働者信用基金協会（日本労信協）
所 在 地	〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル
理 事 長	戸守 学（ともり まなぶ）
設 立 年 月 日	1980年6月27日 *設立許可年月日 1980年8月25日 *一般社団法人移行認可年月日 2012年3月27日
準 抱 法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）
基 本 財 産	1,358億円
社 員	13労働金庫・2労（勤）信協・労働金庫連合会
保証債務残高	15兆2,819億円（補助金付事業の実績を除く）
役 職 員 数	197名（含む嘱託・派遣職員）

2025年6月30日現在

\*基本財産・保証債務残高は2025年3月31日現在



## 設立と役割

日本労信協は、1980年6月に全国の労働金庫や都道府県労（勤）信協等の出捐を得て旧民法第34条に基づく公益法人として設立された信用保証機関です。その後、公益法人制度改革に伴い、2012年4月に一般社団法人へ移行しました。

「公益性に根ざした信用保証事業を行い、働く人とその家族が安心して生活できる共生社会の実現に寄与する」という理念に基づき、日本労信協は、お客さまが労働金庫等から健康で文化的な生活を営むために必要な資金をお借り入れになる際に、お客さまの保証人となり、お客さまへの融資が円滑に進むよう力を尽くしています。

勤労者を取り巻く環境は絶えず変化しており、また、勤労者の金融ニーズも多様化しています。日本労信協は、こうした動きに機敏に対応し、信用保証事業を通じて勤労者の福祉向上に努めています。

ごあいさつ

設立と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本労信協に関する取組み

経営計画の概要

2024年度  
事業報告書

2024年度  
決算報告書

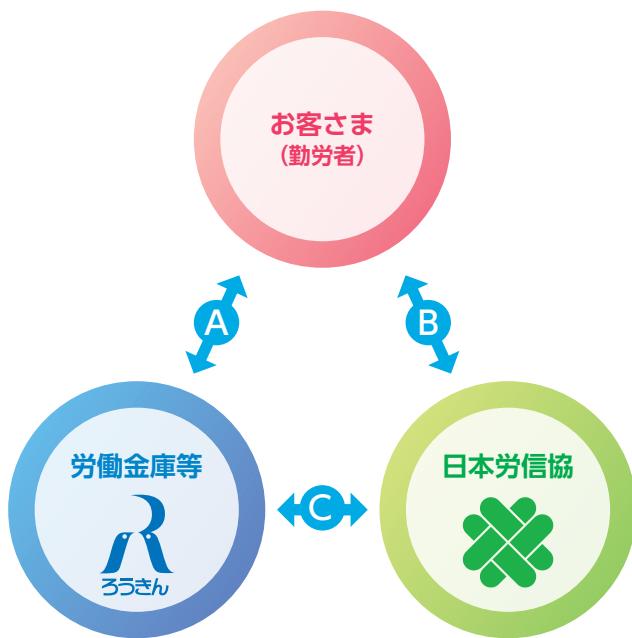
2024年度  
事業計画

内部管理体制

トピックス

資料編

## 融資契約と保証



### A 融資契約 (お客さま ⇄ 労働金庫等)

お客さまは、労働金庫等に融資のお申込みをします。労働金庫等は審査のうえ、お客さまと融資契約を結びます。

### B 保証委託契約 (お客さま ⇄ 日本労信協)

お客さまは、融資のお申込みと同時に労働金庫等を通じ、日本労信協へ保証のお申込みをします。

日本労信協は保証引受審査を行い、**A融資契約**と同時に、保証委託契約を結びます。

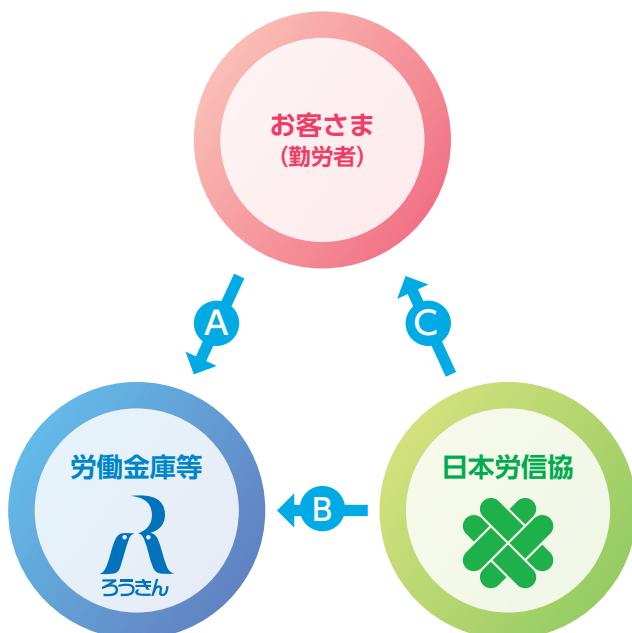
保証委託の内容や保証料の負担義務ならびに求償権の行使については、「保証委託約款」で約定しています。

### C 保証契約 (労働金庫等 ⇄ 日本労信協)

労働金庫等と日本労信協との間の保証契約は、**A融資契約**および**B保証委託契約**の成立をもって発効します。

なお、労働金庫等と日本労信協は、包括的な「保証約定書」を取り交わしています。

## 代位弁済と求償権



### A 返済不履行 (お客さま ⇒ 労働金庫等)

### B 代位弁済 (日本労信協 ⇒ 労働金庫等)

お客さまが返済不履行となった場合、日本労信協は、労働金庫等の請求により、お客さまに代わって融資残金を労働金庫等へ支払います。

### C 求償權行使 (日本労信協 ⇒ お客さま)

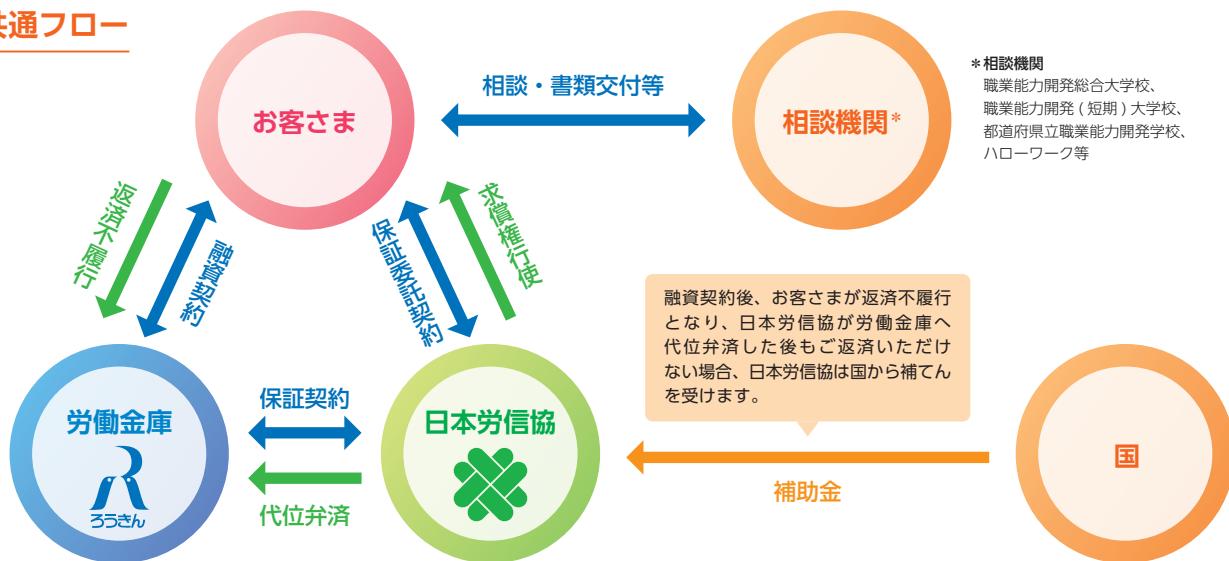
**B代位弁済**によって日本労信協がお客さまに対する債権（求償権）を取得するため、お客さまは日本労信協に対してご返済いただくことになります。

## 国（厚生労働省）との提携事業

日本労信協では、「就職安定資金融資制度\*」に係る保証をはじめとし、求職者の就職支援等を目的とした、国（厚生労働省）との提携事業を行っています。

\* 2008年12月から実施された国の緊急雇用対策の一つで、住居を失った勤労意欲のある勤労者を広く支援する制度です。ただし、本制度は、解雇・雇止めの減少や、代替制度の整備等により、2010年9月末をもって新規取扱を終了しています。

### 共通フロー



#### \*相談機関

職業能力開発総合大学校、  
職業能力開発（短期）大学校、  
都道府県立職業能力開発学校、  
ハローワーク等

## 技能者育成資金融資制度

独立行政法人雇用・能力開発機構が取り扱っていた「技能者育成資金制度」（2010年度末廃止）の代替制度として2011年5月から実施されている制度です。

経済的な理由により、公共職業能力開発施設等の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生で、厚生労働省制定の要領に定める資格要件を充たす方を融資の対象としています。

## 求職者支援資金融資制度

「訓練・生活支援資金融資制度」の後継事業として、2011年10月から実施されている制度です。

国の求職者支援制度による「職業訓練受講給付金」の支給対象となるお客様まで、本給付金では訓練期間中の生活費が不足する方等を融資の対象としています。

### 【国との提携事業に係る保証実績】

年度	件数(件)	金額(千円)	保証債務残高に占める割合 〔金額ベース〕(%)	制度別実施期間				
				就職安定	訓練・生活支援	技能者育成	求職者支援	教育訓練・受講者支援
2008	5,877	2,668,354	0.032	2008.12～	2009.8～			
2009	16,067	8,792,484	0.100					
2010	34,563	9,187,932	0.087					
2011	42,864	9,987,953	0.092	2010.9 制度終了	2011.9 制度終了	2011.5～	2011.10～	2014.10～
2012	32,566	6,876,830	0.063					
2013	23,646	5,315,495	0.048					
2014	17,798	4,353,425	0.039					
2015	10,808	3,639,365	0.033					
2016	7,104	3,327,213	0.029					
2017	6,224	3,063,095	0.026					
2018	5,512	2,766,789	0.022					
2019	4,510	2,471,663	0.018					
2020	3,884	2,143,859	0.015					
2021	3,613	1,902,084	0.013					
2022	3,422	1,737,105	0.012					
2023	3,167	1,596,416	0.010					
2024	2,849	1,449,717	0.009					

(表示桁数未満は切捨)

ごあいさつ

設立概要  
と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本労信協に関する取組み

経営計画の概要

2024年度  
事業報告書

2024年度  
決算報告書

2024年度  
事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

# 保証制度の概要

◎資金使途は、健康で文化的な生活を営むために必要な資金（生活資金・住宅資金）としています。

◎勤労者のライフプランに合わせた様々な保証制度を用意しています。

日本労信協の保証制度は以下のとおりです。

2025年4月現在

保証制度			組織区分 <sup>*1</sup>	保証限度額 (最高額)	保証期間 (最長)	保証料率	
		一括払	毎月払				
無担保	無担保一般	証書貸付・手形貸付	組織	1,000万円 (教育資金・住宅資金を含む場合は2,000万円)	10年 (教育資金は20年、住宅資金は25年)	年0.70%	
			未組織			年1.20%	
			生協			—	年0.88%
		証書貸付	組織			—	年1.38%
			未組織			—	
			生協			—	
	無担保変動 <sup>*2</sup>	証書貸付	組織	2,000万円	25年	—	金庫料率
			未組織			—	
			生協			—	
		証書貸付	組織	1,000万円	25年	—	年2.00%
	無担保新保証		未組織	300万円	契約日より1年ごとの更新	—	
有担保		カードローン	生協	500万円	契約日より1年ごとの更新	—	年0.80%
			組織	300万円		—	年1.20%
			未組織	500万円		—	
マイプラン <sup>*3</sup>	カードローン	組織	500万円	契約日より1～3年ごとの更新	—	年0.70%	
		未組織			—	年1.20%	
		生協			—		
		組織			—		
目的別カードローン	カードローン	未組織	2,000万円	20年 (貸越利用は在学期間中)	—	年0.70%	
		生協			—	年1.20%	
		組織			—		
教育ローン (カード型)	カードローン	未組織			—		
		生協			—		
		組織	1億円	50年	年0.08% または 年0.16%	年0.10% または 年0.19%	
根抵当ローン	有担保一般	証書貸付・手形貸付			未組織	階層別保証料 <sup>*4</sup>	
					生協	年0.08%	年0.10%
			組織	1億円	契約日より5年ごとの更新 (個別貸付は50年)	階層別保証料 <sup>*4</sup>	
		証書貸付	未組織			年0.08%	年0.10%
			生協			—	
			組織	1,000万円	契約日より5年ごとの更新 (個別貸付は50年)	—	年0.25%
	リバースモーゲージローン	カードローン	未組織			—	
			生協			—	
			組織 (未組織・生協)	1億円	50年	—	金庫料率
			未組織	8,000万円	被保証人がお亡くなりになるまで	—	年0.55% または 年0.96%

○上記保証限度額は、常用労働者かつ本人年収が150万円以上の勤労者を対象としています（雇用形態・本人年収によって異なります）。

○無担保保証制度全体（証書貸付・手形貸付・カードローン）の保証限度額は2,000万円（ただし、教育資金・住宅資金を含む場合）、有担保保証制度全体（証書貸付・手形貸付・カードローン）の保証限度額は1億円としています。

○負債整理資金融資制度の保証限度額は、無担保貸付1,000万円（未組織は500万円）、有担保貸付5,000万円、やむを得ず無担保貸付と有担保貸付を併用する場合は総額で5,000万円としています。

○このほか、国（厚生労働省）との提携事業（※P5参照）やNPO等非営利法人事業融資に対する保証も取り扱いしています。

○取り扱うローンの種類や保証限度額については、労働金庫により異なる場合があります。

※1 「組織」…労働金庫法第11条に規定する会員のうち、労働組合等の組合員またはこれに準ずる方。

「未組織」…「組織」「生協」以外の方。

「生協」…労働金庫法第11条に規定する会員のうち、消費生活協同組合の組合員またはこれに準ずる方。

※2 無担保変動保証料制度および有担保変動保証料制度は、変動保証料制度を導入している労働金庫により、保証料率が異なります。

※3 マイプラン保証制度は2025年10月1日から労働金庫別の保証料率を適用します。

※4 有担保一般保証制度および根抵当ローン保証制度を利用する「未組織」の方については、お客さまの信用力に応じて、階層別に保証料率を適用しています。



日本労信協は、国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、労働金庫業態の“金融包摂”の取組みを系統保証機関として支援、推進してまいります。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

テーマと主な取組み事例	関連する SDGs
<p><b>■ 各種ローンの信用保証を通じて働く人の豊かな暮らしづくりを支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育機会の拡充への貢献           <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育ローン、教育ローン（カード型）、求職者支援資金融資制度</li> </ul> </li> <li>● 健康、福祉の増進への貢献           <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉ローン、福祉教育ローン、福祉マイカーローン、妊活サポートローン</li> </ul> </li> <li>● 暮らしの安全への貢献           <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカーローン、住宅ローン、カードローン</li> </ul> </li> <li>● 災害復旧への貢献           <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救援ローン、災害救援住宅ローン</li> </ul> </li> <li>● 地球環境への貢献           <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカー、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）住宅購入への融資</li> </ul> </li> </ul>	
<p><b>■ 誰もが安心して働き暮らせる社会の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 働く人の様々な生活資金ニーズへの対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人、非正規労働者の生活を守るローン制度の取扱い</li> <li>・LGBT 等の同性パートナーへの対応</li> <li>・生活困窮者・子ども支援などの社会課題に取り組む NPO への支援・融資</li> </ul> </li> </ul>	
<p><b>■ 当協会内で実施している取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 働きやすい職場環境の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休職の充実</li> <li>・ボランティア休暇制度の導入</li> </ul> </li> <li>● 地球環境の保全           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレス会議、電子稟議によるペーパーレス化の推進</li> <li>・クールビズの実施、名刺に再生紙の使用</li> </ul> </li> <li>● 社会貢献活動           <ul style="list-style-type: none"> <li>・フードバンク団体への寄贈</li> <li>・寄付型自動販売機の設置</li> <li>・障がい者就労継続支援事業所からの物品購入</li> </ul> </li> </ul>	

ごあいさつ

設立概要／役割

事業の仕組み

保証制度の概要

SDGsに関する取組み

経営計画の概要

2024年度  
事業報告書2024年度  
決算報告書2024年度  
事業計画書

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

## 計画の位置づけ

第9期中期経営計画(2024~2026年度)は新設住宅着工戸数の減少や少子高齢化の影響等による新規融資の減少、金利上昇や物価上昇と実質賃金の低下による債務不履行の増加懸念等、多くの不安要素がある中での事業運営となる。

めまぐるしく変化する社会環境の中で、適切に事業運営を行うためには迅速な意思決定と実践が求められ、状況を正しく把握・分析したうえで、速やかに施策を検討し、判断・実行することが不可欠となる。

第9期中期経営計画は、「信用保証事業を通じた勤労者福祉の向上」「系統保証機関としての役割発揮」「基盤となる職場環境の整備」を事業の柱とし、適切な事業運営に必要となる人材を継続的に輩出する仕組みを構築し、人材を基軸として保証制度の改善に取り組み、お客さまと労働金庫に貢献することを目的とする。



## 第9期中期経営計画の基本戦略



### 基本戦略 1 信用保証事業を通じた勤労者福祉の向上

#### (1) 労働団体との交流等を通じた勤労者の安心感の向上

- ① 労働団体や事業団体等との情報交換を通じた保証制度の改善等
- ② ホームページ等の改善によるお客さま向けの情報発信の充実

#### (2) Web完結型保証審査の利便性の向上

- ① 新技術や新商品の導入によるWeb完結型保証審査の利便性向上
- ② AI保証審査の業務フローの改善等による審査結果通知の迅速化

#### (3) ご返済方法の拡充等を通じたお客さまの利便性向上

- ① 求償権のご返済方法や諸手続きの拡充による利便性の向上
- ② 家計の状況に沿った求償権のご返済方法の策定支援等
- ③ 自然災害の被災者に対する求償権の返済条件に係る柔軟な対応



### 基本戦略 2 系統保証機関としての役割発揮

#### (1) 労働金庫の融資関連課題の協働

- ① 融資伸長策や業務効率化策への着実な対応
- ② 労働金庫業務経験者の知見の活用等による金庫目線での課題対応
- ③ 信用リスク分析DBの活用支援等を通じた労働金庫の融資諸施策の検討支援
- ④ 保証制度や債権管理・回収に関する出張研修の実施

## (2) 労働金庫の融資業務の円滑化等への貢献

- ① 保証業務担当各級会議や定期的な金庫訪問を通じた適時、適切な保証制度の改定
- ② 保証期間の延長や最終弁済時年齢の引き上げ等による商品性の向上
- ③ 変動保証料制度や階層別保証料率制度の適切な運用の支援
- ④ 少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化を見据えた融資関連施策の検討
- ⑤ LGBTQをはじめ多様化が進む社会に適合する融資取引の検討
- ⑥ 初期与信モデルの性能評価等の内製化と労働金庫業態に沿う信用リスク分析等の実施
- ⑦ AI保証審査の導入支援およびAI保証審査モデルの性能向上
- ⑧ RANSシステムと受付システムの利用領域の整理
- ⑨ アール・ワンシステム更改に向けた当協会のシステム更改方針の策定
- ⑩ 北陸3労（勤）信協の円滑な事業譲受と地域労（勤）信協との情報共有

## (3) 保証債務履行能力の堅持

- ① 堅調な新規保証引受と着実な求償権回収等による保証債務履行能力の維持・向上
- ② 経営管理機能の強化を通じた財務基盤の堅持
- ③ 事業の持続的な発展につながる深度あるデータ分析

## 基本戦略 3 基盤となる職場環境の整備

### (1) 安心して働ける職場環境の整備

- ① 保証制度の改定等が経営に及ぼす影響や経営状態の共有
- ② リーガルチェックの堅確化等内部管理態勢の強化
- ③ 経営方針や人材育成方針の定期的な発信と実践
- ④ 定年延長に合わせた人事制度や人材活用のあり方の整理
- ⑤ 健康経営の取組みと実践
- ⑥ 相互に信頼し、率直に意見交換できる職場風土の醸成
- ⑦ 中央機関グループにおける賃金事務の集中化・効率化

### (2) 職員のワーク・エンゲージメントの向上

- ① 人材育成計画と期待する職員像の明確化によるやりがいの醸成
- ② 政策課題等に関与する機会の確保
- ③ 継続的な業務改善の取組み
- ④ SDGsへの貢献を実感できる取組みの実施

### (3) 職員の多様性の包摂

- ① 誰もが安心して働く職場環境の推進
- ② 在宅勤務等、多様な働き方が選択できる就業ルールの検討
- ③ 専門職（スタッフ職能）キャリアの検討
- ④ ハラスメントの無い職場環境の整備
- ⑤ 出産、育児、介護等に伴い業務配慮等を要する職員と同僚職員双方が安心して働く職場環境の整備



ごあいさつ

設立概要／役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本労働省における取組み

経営計画の概要

事業報告書

決算報告書

事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

# 第9期中期経営計画(2024~2026年度)の概要

【第9期（2024～2026年度）主要計数計画】

(単位：百万円、%)

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
新規保証引受	1,790,829	1,801,266	1,807,024
保証債務残高	15,202,891	15,444,820	15,693,267
決算保証料	24,006	24,263	24,482
代位弁済	28,401	28,516	27,984
代位弁済率	0.19	0.19	0.18
延滞率	0.09	0.09	0.09
求償権回収金	13,883	13,923	13,523
当期一般 正味財産増減額	7,708	7,513	5,490

※諸比率の定義・表示方法はP33参照。



2024年度は、自然災害や物価上昇による消費支出の落ち込み等がみられたものの、33年ぶりの賃上げ率となった春闇の影響を受けた個人消費の回復等により国内経済には緩やかな持ち直しがみられました。そうした中、17年ぶりに「金利のある世界」への転換が図られる等大きな変化を迎える中での事業運営となりましたが、当協会は第9期中期経営計画の初年度として諸施策に取り組みました。

## 基本戦略 1 | 信用保証事業を通じた勤労者福祉の向上

### 1. 労働団体との交流等を通じた勤労者の安心感の向上

#### (1) 労働団体や事業団体等との情報交換を通じた保証制度の改善等

- ① 中央労福協主催の全国研究集会等への参加を通じて、社会の貧困実態や様々な支援活動について情報交換を行いました。
- ② しんきん保証基金と全国農協保証センターとの3団体連絡会議や個別の意見交換等を通じて、他業態の保証条件や保証施策の動向把握に努めました。
- ③ 外部専門家による金融機関のITガバナンス研修等を通じて情報収集を行いました。また、外部コンサルタントが主催するリテールローン・コンソーシアムや住宅ローン不適切利用検知モデルの構築等の情報を収集し、活用の方向性等を検討しました。
- ④ リスキリング支援資金融資制度の2025年10月の取扱開始に向けて厚生労働省および労働金庫協会と制度内容を調整するとともに、保証システムおよび基幹システムの改修に向けた要件整理等を行いました。

#### (2) ホームページ等の改善によるお客さま向けの情報発信の充実

- ① 2025年4月のリニューアルに向けてホームページ制作会社とコンテンツの内容を協議し、お客さまに安心してお取引いただけるよう内容を整理しました。また、当協会が更新できるホームページの範囲を広げることにより、適時、適切にお客さまに必要な情報を発信できる仕組みにしました。
- ② 健康経営に関する目標値および実績値を掲載する等、発信する情報の拡充を図りました。

### 2. Web完結型保証審査の利便性の向上

#### (1) 新技術や新商品の導入によるWeb完結型保証審査の利便性向上

- ① お客さまの申込手続きにeKYC（顔認証等のデジタル技術によりオンライン上で本人確認を完結できる仕組み）を導入することにより、本人確認を迅速化しつつ、不正申込防止に配慮した仕組みを整備しました。
- ② 教育ローン（カード型）の2025年度中の取扱開始に向けて要件定義を進めました。
- ③ 導入金庫のご要望に沿ってRANSシステム（Web完結型保証審査システム）の各種機能改善に取り組みました。

#### (2) AI保証審査の業務フローの改善等による審査結果通知の迅速化

- ① お客さまが自己申告した借入に対して信用情報の重複判定が適用されるようプログラムを改修し、AI保証審査による自動承認案件の割合を高めることにより、申込から審査結果通知までの時間の短縮を進めました。
- ② お客さまが円滑に申込入力できるよう説明内容や入力方法を改善するとともにFAQの内容を見直しました。

### 3. ご返済方法の拡充等を通じたお客さまの利便性向上

#### (1) 求償権のご返済方法や諸手続きの拡充による利便性の向上

- ① ホームページのリニューアルに併せて、お客さまがいつでも残高確認資料や払込取扱票の送付をホームページ上で入力フォームから依頼できる機能の構築を進めました。また、代位弁済通知を受け取ったお客さま向けのページやご相談フォームの構築を進めました。
- ② 郵送した払込取扱票により返済する方法に加えて、ペーパレスにより返済できる仕組みを検討し、新たな仕組みを導入する場合に必要となるシステム改修の内容や費用等の情報を収集しました。

ごあいさつ

設立概要／役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本労働省における取組み

経営計画の中期目標

事業報告書

決算報告書

事業計画書

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

## (2) 家計の状況に沿った求償権のご返済方法の策定支援等

お客さまの収支状況等を聞き取りしたうえで家計の状況に応じた返済方法を提案するとともに、返済条件の見直しや返済猶予等に柔軟に対応しました。

## (3) 自然災害の被災者に対する求償権の返済条件に係る柔軟な対応

- ① 災害救援ローンの保証を通じて、自然災害により被災されたお客さまに対する継続的な支援を行いました。
- ② 令和6年能登半島地震の影響で返済困難となったお客さまによる自然災害ガイドラインの利用に対して、労働金庫・弁護士等と連携して適切な事務手続きを行い、制度の趣旨に則って対応しました。

## 基本戦略 2 | 系統保証機関としての役割発揮

### 1. 労働金庫の融資関連課題の協働

#### (1) 融資伸長策や業務効率化策への着実な対応

- ① 労働金庫からの改善要望を踏まえた保証制度の見直し案を保証業務担当各級会議等で協議し、保証条件等の改善を進めました。また、住宅ローン不適切融資を削減するため、労働金庫連合会と連携して2025年度より労働金庫への情報還元を開始するとともに、不適切利用の判断時に期限の利益の喪失等を可能にするローン規定等を検討することとしました。
- ② 労働金庫からの問合せ事項への対応や保証業務関連規程の改定にあたり、保証条件の設定理由や金庫業務に関する知見の共有を進めました。

#### (2) 労働金庫業務経験者の知見の活用等による金庫目線での課題対応

- ① 労働金庫への出向経験者を講師とする若手職員への研修等を通じて、金庫の業務に関する知見の共有を進めました。
- ② 金庫目線で課題対応ができる職員の育成を念願に労働金庫への教育出向を継続することとし、2金庫に計3名の出向を受けていただきました。
- ③ 労働金庫連合会のテスト環境にて審査支援システムや勘定系システムの研修を行い、労働金庫が利用するシステムの理解を深めました。

#### (3) 信用リスク分析DBの活用支援等を通じた労働金庫の融資諸施策の検討支援

データ分析ツールの活用に関する労働金庫からの問合せ対応を通じて、労働金庫の融資諸施策の検討を支援しました。

#### (4) 保証制度や債権管理・回収に関する出張研修の実施

労働金庫から要請を受けて代弁事例等をテーマとする出張研修を1金庫、債権管理・回収をテーマとする出張研修を3金庫で実施し、融資審査や債権管理・回収に関する情報を提供しました。

### 2. 労働金庫の融資業務の円滑化等への貢献

#### (1) 保証業務担当各級会議や定期的な金庫訪問を通じた適時、適切な保証制度の改定

金庫訪問等を通じてお伺いした他金融機関との競合上の課題等への対応等を保証業務担当各級会議にて協議し、保証条件の見直しを進めました。

#### (2) 保証期間の延長や最終弁済時年齢の引き上げ等による商品性の向上

- ① 無担保ローン・有担保ローンの最終弁済時年齢を満76歳未満から満81歳未満に引き上げるとともに、有担保ローンの保証期間を最長40年から最長50年に延長しました。
- ② 無担保新保証制度の保証限度額を500万円から1,000万円に引き上げるとともに、内訳となる当座貸越限度額を100万円から300万円に引き上げました。有担保変動保証料制度の計算対象外となる有担保新保証制度の新設は、労働金庫の活用イメージに合った制度設計が困難であることが判明したため見送りました。

#### (3) 変動保証料制度や階層別保証料率制度の適切な運用の支援

- ① 2024年度に新たに変動保証料制度に係る審査基準を導入した5金庫に審査基準の運用状況等をお伺いし、2025年度以降の審査基準の見直し等を支援しました。
- ② 勤続年数確認書類の提出を不要としたことに伴い、階層別保証料率制度に勤続年数以外の顧客属性による階層区分を新設しました。

#### (4) 少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化を見据えた融資関連施策の検討

- ① 有担保ローンの保証期間を最長 50 年に延長することにより、労働金庫の若年層を対象とする融資施策を支援しました。
- ② 継続雇用される高齢者がマイプランを新規契約できるよう保証条件を改善しました。また、一時的な収入減少により返済が困難になったお客さまに対して、勤労者生活支援特別融資制度の適用条件に該当しない場合であっても元金返済据置を適用できるよう労働金庫連合会と連携しました。
- ③ 「契約社員等」の保証限度額の引き上げについては、現在と同水準の年収を長期に確保できる蓋然性が常用労働者より低位となるため見送りました。
- ④ 個別金庫との意見交換や労働金庫協会主催のろうきん Lab への参加を通じて各金庫の NPO 等非営利法人向け融資の状況等を確認しました。また、保証条件の見直しに向けて、次年度より各金庫や先行している他業態からの情報収集を労働金庫協会および労働金庫連合会と進めました。

#### (5) LGBTQ をはじめ多様化が進む社会に適合する融資取引の検討

- ① 融資申込に際して性別の申告を希望しないお客さまに心理的な負担なくお取引いただけるよう各種システムの修正内容を整理し、労働金庫連合会の 2025 年度システム開発課題に設定いただきました。
- ② 借入申込書や保証依頼書、契約書等のユニバーサルデザイン化に向けた検討を進めました。

#### (6) 初期与信モデルの性能評価等の内製化と労働金庫業態に沿う信用リスク分析等の実施

- ① 現在、外部委託している初期与信モデルの性能評価業務の内製化に向けて、報告書の再現に取り組みました。
- ② 労働金庫の実態に即した形の信用リスク分析手法の検討に着手しました。
- ③ 将来、当協会にて初期与信モデルの改善対応ができるよう、初期与信モデルの再構築業務の内製化に向けた検討を進めました。

#### (7) AI 保証審査の導入支援および AI 保証審査モデルの性能向上

- ① 労働金庫の審査業務の効率化に向けて、審査支援システムと AI 保証審査モデルの接続仕様を労働金庫連合会と整理しました。また、有担保仮申込を対象とする AI 保証審査モデルの構築を行いました。
- ② 2022 年に構築した無担保カードと無担保ローンの AI 保証審査モデルに直近年度の審査データを学習させる等のチューニングを実施し、採用変数に偏りのない安定したモデルに更新しました。なお、2025 年 4 月の審査支援システムと AI 保証審査モデルの接続を円滑にするため自動承認の閾値は据え置きました。

#### (8) RANS システムとろうきんローン受付システムの利用領域の整理

2025~2026 年度にろうきんローン受付システムの利用を進め、2027 年度以降にろうきんローン受付システムの導入効果を測定するという対応方針が労働金庫協会にて確認されたことを受けて、引き続き領域整理に協力していくこととしました。

#### (9) アール・ワンシステム更改に向けた当協会のシステム更改方針の策定

現在「金庫独自バッチ」で処理している保証システムの機能と基幹システムで処理している機能を統合する形で新しい保証システムを構築する方向性を確認しました。保証システムの再構築にあたっては、労働金庫の改善要望や他保証機関の事務取扱内容を踏まえて事務を見直すことを併せて確認しました。また、保証システムの再構築後に、代弁審査と求償権回収に特化する形となる基幹システムの機能改善と運用コスト削減に向けた移行についても検討する方向性としました。

#### (10) 北陸 3 労（勤）信協の円滑な事業譲受と地域労（勤）信協との情報共有

- ① 北陸 3 労（勤）信協からの事業譲受については、2024 年 7 月 1 日に保証債務を承継し、2024 年 8 月 29 日に求償権の譲渡を受けて、予定どおり完了しました。
- ② 監査法人と連携して財務デューデリジェンスを実施し、会計上も適切に処理しました。

### 3. 保証債務履行能力の堅持

#### (1) 堅調な新規保証引受と着実な求償権回収等による保証債務履行能力の維持・向上

- ① 各種保証条件の見直しや階層別保証料率制度に新たな階層区分を追加する等の改善を通じて、堅調な新規保証引受の確保に努めました。
- ② 生協組合員向け保証料率の廃止が円滑に進むよう準備を行いました。また、2025 年 10 月のマイプラン保証料率の改定に向けた取扱方法を整理し、労働金庫に案内しました。
- ③ 求償権の着実な回収により計画値を超える回収実績となりました。
- ④ 2024 年度資金運用計画に基づき 10 年利付国債を 20 億円購入したほか、地方債（10 年債）を 5 億円購入し、運用利回りの改善を進めました。

ごあいさつ

設立概要/役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本金融に関する取組み

経営計画の概要

事業報告書

決算報告書

事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

## (2) 経営管理機能の強化を通じた財務基盤の堅持

- ① 初期与信モデル（有担保）の審査支援システムへの実装を見据えて新旧両モデルの評価を区分管理する方策等を整理しました。
- ② 当年度の新規保証引受を対象にリスクリミットを設定する方式から、既往を含む保証債務全体を対象にリスクリミットを設定するよう統合的リスク管理の方式を改めたほか、四半期毎のリスク計測に自己資本利益率やリスク・リターン・レシオ等の経営指標を加えて経営状況を管理するよう改めました。
- ③ 購入物品や契約内容の見直しを通じて費用削減に取り組むとともに、適切な予算統制に努めました。
- ④ 保証業務担当各級会議にて労働金庫に当協会の業務概況をお示ししたほか、ホームページにて代弁能力係数等の指標を公開することによりステークホルダーとの信頼関係の醸成に努めました。また当協会の職員に対しては、四半期毎のリスク量や自己資本利益率等の経営指標も共有しました。

## (3) 事業の持続的な発展につながる深度あるデータ分析

各金庫がベンチマークとしている競合先金融機関の商品・金利・サービス情報を収集し、各金庫との個別協議にて活用を進めました。

## 基本戦略 3 | 基盤となる職場環境の整備

### 1. 安心して働く職場環境の整備

#### (1) 保証制度の改定等が経営に及ぼす影響や経営状態の共有

- ① 各種会議等を通じて保証制度の改定内容やその背景、経営に及ぼす影響を説明し、役職員で共有しました。
- ② 業務概況や決算状況についてグループウェアでの公開や動画配信を通じ役職員間で情報共有を図りました。

#### (2) リーガルチェックの堅確化等内部管理態勢の強化

- ① 内部のリーガルチェックに外部専門家の知見が活用できるようAI契約書審査サービスを導入し、リーガルチェックの堅確化・効率化を進めました。
- ② 第三者認証（プライバシーマーク）の認証取得に向けて「個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に基づく運用を開始し、2024年12月に審査機関（JIPDEC）にプライバシーマークの認証取得を申請しました。

#### (3) 経営方針や人材育成方針の定期的な発信と実践

- ① 役員コミットメントの発信等を通じて経営方針や人材育成方針を周知しました。
- ② 中央機関3団体（労働金庫協会・労働金庫連合会および当協会）の人材育成および人事の全体最適化の観点から人材育成マップを踏まえた人事異動を行いました。また、信用保証事業に必要な技能（コア技能）と競合他社との差別化につながる技能（差別化技能）の整理を行いました。

#### (4) 定年延長に合わせた人事制度や人材活用のあり方の整理

労働金庫協会・労働金庫連合会と連携して60歳以降の職員の職務内容や賃金水準、人事評価制度等を整備しました。

#### (5) 健康経営の取組みと実践

- ① 過重労働対策やメンタルケアの推進、生活習慣病の予防等の課題に取り組みました。また、ノー残業デーや年休取得強化月間等を設定し総労働時間の削減に取り組みました。
- ② 働く女性の健康支援セミナーの開催および健康管理アプリの利用推奨等を通じた健康経営に取り組み、健康経営優良法人2025の認定を受けました。また、健康経営推進の取組みとして、健康経営戦略マップ等を新たに策定しました。

#### (6) 相互に信頼し、率直に意見交換できる職場風土の醸成

- ① タウンホールミーティングを通じて役員と職員の間で率直な意見交換を行い、寄せられた意見や要望に対する対応の方向性を日信協ニュースで発信すること等により、働く環境の改善等につなげました。
- ② 役職員がお互いを信頼して働くことができる組織風土の確立に向けて、職員意識アンケート調査を行い、課題として認識した変革の風土の改善に向けた施策に取り組みました。

#### (7) 中央機関グループにおける賃金事務の集中化・効率化

中央機関グループの専任担当プロジェクトチームにおいて現状分析と重点課題の抽出および移行スケジュールを検討し、人事賃金システムのベンダーを選定しました。



## 2. 職員のワーク・エンゲージメントの向上

### (1) 人材育成計画と期待する職員像の明確化によるやりがいの醸成

- ① 人的資本経営を念頭に置いた「日本労信協 人材育成方針」を策定したほか、職員が自身のキャリアモデルを策定できる環境の整備を開始しました。
- ② 役員からの動画発信や教育研修・採用 News を通じて当協会における人的資本経営や人材育成方針を周知しました。
- ③ 労働金庫への出向者と半期毎に面談を行い、出向者本人と出向先金庫が期待する知識や経験、実際に習得した内容のすり合わせを行いました。
- ④ 労働金庫との人材交流を継続し人事交流施策の実効性を確保できるよう、3 金庫と運用のあり方等を協議しました。

### (2) 政策課題等に関する機会の確保

- ① 表彰対象者が希望した場合は自身の提案の実現に関与できる方式の業務改善提案制度を実施し、優秀な提案 2 件を表彰し、2025 年度中に実現することとしました。
- ② IT・DX 研修にて職員が立案した、デジタル技術を活用して新たな価値を生み出すアイディアや生産性の向上に向けたアイディアの実現に向けた検討を継続することとしました。

### (3) 継続的な業務改善の取組み

- ① 各部門で業務改善の好事例の共有や業務上、気掛かりな点の改善協議を行うことにより、業務改善意識の向上に努めました。
- ② 第 2 線の統括部署の役割強化を目的として、情報セキュリティ統括部署から管理職を選任し、「情報セキュリティ監査」において監査トレーニーを試行しました。

### (4) SDGs への貢献を実感できる取組みの実施

文京区役所より紹介を受けた区内の障がい者就労継続支援事業所からの物品購入を実施したほか、賞味期限が近くなった防災備蓄食品の寄贈や寄付型自動販売機の設置を通じてフードバンク団体を支援しました。

## 3. 職員の多様性の包摂

### (1) 誰もが安心して働く職場環境の推進

- ① LGBTQ への理解を深めるための研修や、変更が必要となる人事関連規程の洗い出しのほか、労働組合との協議等を行い、職場環境の整備を進めました。
- ② 障がい者雇用に積極的に取り組んでいる他社の情報を収集し、障がいのある職員が安心して業務にあたることでのける態勢を検討しました。

### (2) 在宅勤務等、多様な働き方が選択できる就業ルールの検討

- ① 労働金庫業態の「労働金庫における在宅勤務にかかるガイドライン」を踏まえて当協会の在宅勤務の取扱いを整備し、職員へ周知しました。
- ② 在宅勤務で使用する業務用端末の入替えに向けた準備を進めました。

### (3) 専門職（スタッフ機能）キャリアの検討

職員の意向や専門能力に応じて、多様な働き方が選べる人事制度について、中央機関 3 団体にて協議を開始しました。

### (4) ハラスメントの無い職場環境の整備

コンプライアンス自己申告やヘルpline 等によりハラスメントの発生状況を把握するとともに、ハラスメントの相談をしやすくするため、新たに外部相談窓口を設置しました。

### (5) 出産、育児、介護等に伴い業務配慮等を要する職員と同僚職員双方が安心して働く職場環境の整備

出産・育児・介護等により長期休暇を取得する職員の所属部署に派遣職員を配置する等の対応を実施しました。

## 経常増減の部

1

経常収益は 288 億 98 百万円となり、前年度より 13 億 68 百万円増加しました。増加の主な要因は、保証料が 12 億 23 百万円、受取損害金が 3 億 49 百万円増加したことなどです。

経常費用は 219 億 64 百万円となり、前年度より 45 億 5 百万円増加しました。

増加の主な要因は、代位弁済の増加により求償権残高が増加し貸倒引当金繰入額が 29 億 92 百万円増加したこと、無担保の累積代弁率および貸倒実績率が上昇し債務保証損失引当金繰入額が 9 億 77 百万円となったことなどです。

当期経常増減額は 69 億 33 百万円となり、前年度より 31 億 36 百万円減少しました。

2

北陸 3 労（勤）信協からの事業譲受による保証債務承継一時金 14 億 44 百万円が発生したこと等により、当期経常外増減額は 15 億 48 百万円となりました。

3

当期一般正味財産増減額は 84 億 81 百万円となり、前年度より 32 億 37 百万円減少しました。



## 基本戦略 1 | 信用保証事業を通じた勤労者福祉の向上

### 1. 労働団体との交流等を通じた勤労者の安心感の向上

#### (1) 労働団体や事業団体等との情報交換を通じた保証制度の改善等

- ① 中央労福協主催の諸会議等への参加を通じて情報交換を行い、社会情勢の変化や勤労者ニーズを把握して保証制度の改善につなげます。
- ② しんきん保証基金や全国農協保証センター等との交流を通じて、保証条件や保証施策の動向を把握します。
- ③ 市場調査や外部コンサルタントとの交流を通じて、お客さまの利便性向上につながる新技術等の情報収集を行います。
- ④ 労働金庫の顧客層や金利水準等を客観的に評価できるよう外部コンサルタントが主催する金融機関間の情報交流会への参加を検討します。
- ⑤ 雇用保険未加入者等を対象とするリスクリギング支援融資について、2025年10月の実施に向けて厚生労働省と返済免除等のスキームの整備を進めるとともに制度の堅確な運営に努めます。
- ⑥ 自治体提携融資制度の堅確な運営に努めるとともに制度の効率化に向けた取組みを行います。

#### (2) ホームページ等の改善によるお客さま向けの情報発信の充実

- ① 当協会をご利用いただくお客さまに安心してお取引いただけるようホームページをリニューアルし、当協会の事業の仕組みや各種お手続き等の情報発信を拡充します。
- ② ホームページのコンテンツ管理・更新を内製化し、適時、必要な情報を発信します。

### 2. Web 完結型保証審査の利便性の向上

#### (1) 新技術や新商品の導入によるWeb 完結型保証審査の利便性向上

- ① eKYC（顔認証等のデジタル技術によりオンライン上で本人確認を完結できる仕組み）による本人確認業務の堅確な運営に努めるとともに、不正申込防止に向けて国が推進する JPKI（公的個人認証サービス）の導入に向けた対応を検討します。
- ② 導入金庫の要望等に沿って、Web 完結型保証審査の取扱商品に教育ローン（カード型）を追加する等の機能改善を行います。

#### (2) AI 保証審査の業務フローの改善等による審査結果通知の迅速化

- ① 2025年3月にRANSシステム（Web 完結型保証審査システム）に導入した信用情報重複判定プログラム等を十分に活用し、申込から審査結果通知までの時間を短縮します。
- ② お客さまが申込時に入力を円滑に行えるよう、入力項目の説明等を改善します。

### 3. ご返済方法の拡充等を通じたお客さまの利便性向上

#### (1) 求償権のご返済方法や諸手続きの拡充による利便性の向上

- ① ホームページに払取扱票の再送依頼機能等を付与することにより当協会へご返済いただくお客さまの利便性向上を進めます。
- ② ホームページから口座振替による返済の申込を可能にすることにより当協会へご返済いただくお客さまの利便性向上を進めます。
- ③ SMS（ショートメッセージサービス）にて決済用バーコードを送付する仕組み等の導入を検討します。

#### (2) 家計の状況に沿った求償権のご返済方法の策定支援等

- ① 当協会へご返済いただくお客さまの相談に丁寧に対応する態勢を整備し、家計の状況に応じた返済方法を提案します。
- ② プレディクティブコール（督促対象案件の連絡先へ自動的に一斉に架電し、応答があった場合にオペレーターに接続されるシステム）の運用方法の改善や、AI-OCR（光学的文書認識にAIを組み合わせた文書認識機能）の利用範囲の拡大による業務効率化を通じてお客さまとの折衝時間を確保し丁寧な対応に努めます。

ごあいさつ

設立概要／役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本金融に関する取組み

経営計画の概要

事業報告書

決算報告書

事業計画書

経営管理体制

トピックス

資料編

## (3) 自然災害の被災者に対する求償権の返済条件に係る柔軟な対応

- ① 自然災害発生時には災害救援ローンの保証を通じて被災されたお客さまを継続的に支援します。
- ② 自然災害の影響により返済困難となったお客さまが自然災害ガイドラインを利用された場合には、労働金庫・弁護士等と連携して適切な事務手続きを行い、制度の趣旨に則って対応します。

## 基本戦略 2 | 系統保証機関としての役割發揮

### 1. 労働金庫の融資関連課題の協働

#### (1) 融資伸長策や業務効率化策への着実な対応

- ① 労働金庫協会・連合会と連携して労働金庫の改善要望に着実に対応します。
- ② 保証条件の設定理由の共有化等を通じた職員教育により労働金庫の融資伸長策や業務効率化を支援できる態勢を整備します。
- ③ インターネットにて保証審査を希望したお客さま等を労働金庫の申込につなげる仕組み等の融資伸長施策の検討に着手します。

#### (2) 労働金庫業務経験者の知見の活用等による金庫目線での課題対応

- ① 労働金庫からの出向者および労働金庫への出向経験者による研修の実施により労働金庫の業務やお客さまに関する知見を共有化します。
- ② 金庫業務を習得しその知見を活用することを目的とする教育出向や短期研修（金庫業務体験研修）が当初の目的に適うよう内容を検証しつつ実施していきます。
- ③ 労働金庫が利用する融資関連システムに関する研修を実施し、労働金庫業務に整合的な事務が構築できる態勢を維持します。

#### (3) 信用リスク分析 DB の活用支援等を通じた労働金庫の融資諸施策の検討支援

金庫専用サイトにて提供しているデータ分析ツールを労働金庫の信用リスク分析や融資施策の検討に活用いただけよう、金庫訪問等を通じて操作方法の支援等を行います。

#### (4) 保証制度や債権管理・回収に関する出張研修の実施

労働金庫からの要請に応じた保証制度、代弁事例、債権管理・回収に関する出張研修を行い、労働金庫の融資審査や債権管理・回収に役立つ情報を提供します。

## 2. 労働金庫の融資業務の円滑化等への貢献

#### (1) 保証業務担当各級会議や定期的な金庫訪問を通じた適時、適切な保証制度の改定

- ① 保証業務担当各級会議や定期的な金庫訪問を通じて他金融機関との競合上の課題等を伺い、適時、適切に保証制度を見直します。
- ② 介護等による収入減少や失業により返済が困難となった時の約定変更を柔軟に行えるよう保証条件の見直しを進めます。
- ③ 労働金庫が有担保ローンを非対面で受付する際の利便性向上に資する施策を検討します。

#### (2) 保証期間の延長や最終弁済時年齢の引き上げ等による商品性の向上

- ① 返済期間 50 年の有担保ローン導入による労働金庫の商品設計等を支援するとともに保証期間の延長に伴うリスク管理方法の見直し等を行います。
- ② 労働金庫から寄せられたご意見を踏まえて有担保ローンの保証限度額の引き上げや教育ローン（カード型）の最終弁済時の年齢引き上げ等の保証制度改善に取組みます。

#### (3) 変動保証料制度や階層別保証料率制度の適切な運用の支援

- ① 各金庫が追加した審査基準の内容や導入効果等の情報共有を進め、労働金庫の信用リスク管理および変動保証料制度の適切な運用を支援します。
- ② 変動保証料制度の優遇条件を検証するとともに必要な見直しを行います。
- ③ 階層別保証料率制度や各種保証料率制度を適切に運用するための改善策を検討します。
- ④ 顧客層の変化に柔軟に対応できるよう各種保証料率制度の改善を検討します。

#### (4) 少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化を見据えた融資関連施策の検討

- ① 少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化を踏まえ若年層やシニア層との取引拡大に寄与するよう保証制度の改善を進めます。
- ② NPO 等非営利法人向けの保証条件の見直しに向けて各金庫の NPO 等非営利法人の融資案件の内容を集約し、共通の観点から分析する枠組みを労働金庫協会・連合会と整備します。

#### (5) LGBTQ をはじめ多様化が進む社会に適合する融資取引の検討

- ① 2024 年度の検討内容を踏まえて融資申込時における性別情報の取得方法を見直します。
- ② 性別情報の取得方法の見直しに係る関連帳票の改訂に併せて、各種帳票のユニバーサルデザイン化に取組みます。

#### (6) 初期与信モデルの性能評価等の内製化と労働金庫業態に沿う信用リスク分析等の実施

- ① 初期与信モデルの性能評価業務の内製化に向けた取組みを継続し、試行結果を労働金庫と共有します。
- ② 初期与信モデルの性能評価の内製化の資料と併せて、金庫の融資施策の検討に活用いただくための帳票等の作成に取組みます。
- ③ 将来的に初期与信モデルの改善検討に対応できるよう、初期与信モデルの再構築業務の内製化に向けた検討を継続します。

#### (7) AI 保証審査の導入支援および AI 保証審査モデルの性能向上

- ① 労働金庫の AI 保証審査モデルの活用を支援するとともに運用面の改善に取組みます。
- ② AI 保証審査モデルのチューニング作業を実施し、モデルの性能向上に取組むとともに自動承認率の引き上げを検討します。

#### (8) RANS システムと受付システムの利用領域の整理

労働金庫業態の融資システムの最適化に向けた効果測定および整理方針の協議に参加します。

#### (9) アール・ワンシステム更改に向けた当協会のシステム更改方針の策定

2030 年のアール・ワンシステム更改コストの抑制に貢献するため、当協会の保証システムに係る「金庫独自バッヂ」の削減に取組みます。併せて当協会の基幹システムの見直しについて具体的な検討に着手します。

#### (10) 地域労（勤）信協との情報共有

保証業務担当各級会議等を通じて労働金庫業態の動向を地域労（勤）信協に情報共有します。

### 3. 保証債務履行能力の堅持

#### (1) 堅調な新規保証引受と着実な求償権回収等による保証債務履行能力の維持・向上

- ① 変動保証料制度や階層別保証料率制度の適正運用および制度改善を通じて堅調な新規保証引受による保証料の確保に努めます。
- ② 2025 年 10 月のマイプランの保証料率の見直しが円滑に実施できるよう金庫の事務の整理等を支援します。
- ③ 求償権の着実な回収により経営基盤を維持します。また、分割弁済を受け入れる基準を緩和することにより、分割弁済による回収金額の積み増しを進めます。
- ④ 2025 年度資金運用計画に基づき定期性預金や公共債による資金運用により収益の補強を進めます。

#### (2) 経営管理機能の強化を通じた財務基盤の堅持

- ① 2022 年度に再構築した初期与信モデル（有担保）を 2025 年度以降に審査支援システムへ実装することと合わせて信用リスク管理手法の見直しを進めます。
- ② 経営諸指標やリスク耐性等の強化を進め財務基盤を堅持します。
- ③ 厳格な予算統制による経営効率の向上を進めます。
- ④ 経営諸指標や信用リスクへの耐性等をステークホルダーと定期的に共有し、信頼関係の醸成に努めます。

#### (3) 事業の持続的な発展につながる深度あるデータ分析

各金庫の競合先の商品制度や金利・サービスの情報を収集し、当該調査結果を踏まえた制度改善を各金庫と協議します。

ごあいさつ

設立概要／役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本金融に関する取組み

経営計画の概要

事業報告書

決算報告書

2025 年度事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

## 基本戦略 3 | 基盤となる職場環境の整備

### 1. 安心して働ける職場環境の整備

#### (1) 保証制度の改定等が経営に及ぼす影響や経営状態の共有

- ① 会議資料等を通じて保証制度改定の背景や経営に及ぼす影響を共有し、現状認識の共通化を進めます。
- ② 業務概況の共有や各種計数の内容説明等により、役職員が正しく経営状況を把握したうえで、それぞれが役割発揮できる職場環境を整備します。

#### (2) リーガルチェックの堅確化等内部管理態勢の強化

- ① AI 契約書審査サービスの利用拡大等、リーガルチェック業務の堅確化・効率化を進めます。また、関係先の電子契約サービスの利用に応じられるよう規程等を整備します。
- ② 第三者認証（プライバシーマーク）の取得を目指し、個人情報保護マネジメントシステムの運用を確実に行い、個人情報保護の管理態勢を強化します。
- ③ 「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直し」の動向を確認し、適切に法改正への対応を行います。

#### (3) 経営方針や人材育成方針の定期的な発信と実践

- ① 役員コミットメントの発信等を通じて経営方針や人材育成方針の浸透を進めます。
- ② 経営方針や人材育成方針に関する施策・計画等に沿った業務運営および人事異動を着実に実践します。
- ③ 信用保証事業の実施に不可欠なコア技能と競合他社との差別化につながる技能の整理および業務の見直しを踏まえ、職員の技能習得状況を意識した人事異動や教育研修計画等を進めます。

#### (4) 定年延長に合わせた人事制度や人材活用のあり方の整理

入会から定年までの長期のキャリアを通じて、職員がやりがいを持ち続けられるよう整備した定年延長に係る賃金体系、人事評価制度を適切に運用します。

#### (5) 健康経営の取組みと実践

- ① 労働金庫健康経営宣言に基づき、「日本労信協 健康経営推進の取組み」および 2025 年度健康管理活動計画の重点課題を中心に取組みます。
- ② 健康経営に係る情報発信やイベント等を通じて職員の健康意識の向上を図るとともに、健康経営優良法人の認定に向けて健康経営の取組みや各種指標の開示を進めます。

#### (6) 相互に信頼し、率直に意見交換できる職場風土の醸成

- ① タウンホールミーティング等を通じて経営陣と職員の間で率直に意見交換を行い、職場のコミュニケーションの活性化や働く環境の改善等の施策につなげます。
- ② 日常の業務運営が適切に行われ、役職員がお互いを信頼して働くことができる心理的安全性の高い職場風土を醸成します。

#### (7) 中央機関グループにおける賃金事務の集中化・効率化

中央機関グループ（労働金庫協会・連合会および当協会）の合同プロジェクトチームによる賃金事務の集中化・効率化の対応を進めます。

### 2. 職員のワーク・エンゲージメントの向上

#### (1) 人材育成計画と期待する職員像の明確化によるやりがいの醸成

- ① 必要な技術水準を明確にしたうえで、その習得に必要な業務経験を整理するとともにコア技能、差別化技能に整合する形に基準表を整理します。
- ② 職員が自身のキャリア形成を主体的に考えることができるよう、「キャリア研修」を受講した職員を対象としたキャリア面談の実施や人材育成マップや基準表に沿った教育・研修に計画的に取組み、職員のワーク・エンゲージメントの向上につなげます。
- ③ 「教育研修・採用 News」の発行を通じて、教育研修をはじめとした人材育成に係る施策等を発信し、職員自身の能力開発意欲の向上につなげます。
- ④ 労働金庫への出向にあたり期待する経験・習得内容を職員と出向先の労働金庫へ明示するとともに、出向終了後は経験を活かすことができる部署への配属を行います。
- ⑤ 労働金庫との人材交流が労働金庫業態全体の人材レベルの引き上げにつながるよう人材交流のあり方を労働金庫協会・連合会と協議します。

## (2) 政策課題等に関する機会の確保

- ① 職員が業務改善策を提案して実現まで関わることのできる業務改善提案制度の取組みを行います。
- ② 職員が意欲を持って業務改善に取り組めるよう、これまでの業務改善提案制度の取組みに加えて、部門単位で業務改善策を企画してプレゼンテーションするコンペ方式の導入を検討します。
- ③ デジタル技術を活用して新たな価値を生み出すことや生産性や業務品質の向上に向けた施策のアイディアを広く職員から集め、その実現を進めていきます。

## (3) 継続的な業務改善の取組み

- ① 全社的に継続して業務改善に取組みます。また、業務改善効果や好事例を共有する等して、全ての職員が業務改善への意識を高められるようにします。
- ② 2024年度に実施した被監査部署以外の職員が監査業務に帯同するトレーニングの試行で発見した課題や改善点を反映しながら2025年度も継続実施します。

## (4) SDGsへの貢献を実感できる取組みの実施

物品購入を通じた障がい者就労継続支援事業所の活動支援等、職員がSDGsへの貢献を実感できる取組みを行います。

## 3. 職員の多様性の包摂

### (1) 誰もが安心して働ける職場環境の推進

- ① 性自認や性的指向等による差別や不利益の無い職場環境を実現するため、「コンプライアンス違反等事例」や「コンプライアンス研修」等による情報発信と職員教育を行います。また、労働組合と協議のうえ、人事関連規程の改定と職員への周知を行います。
- ② 障がいのある職員の能力や適性を活かすことができるよう業務内容を整備し、安心かつ円滑に業務を遂行できる態勢を整えます。

### (2) 在宅勤務等、多様な働き方が選択できる就業ルールの検討

- ① 労働金庫業態で確認された在宅勤務導入の方向性に沿って、非常事態以外での在宅勤務のルールを整備・実施しています。
- ② 業務用端末の更改に併せて在宅勤務用端末の入れ替えを行い、在宅勤務の環境を改善します。

### (3) 専門職（スタッフ職能）キャリアの検討

職員の意向や専門能力に応じて、専門職（スタッフ職能）を選択して専門業務に継続して従事する等、多様な働き方を選択できる人事制度を労働金庫協会・連合会と協議します。

### (4) ハラスメントの無い職場環境の整備

- ① ハラスメントを発生させない職場環境を実現するため、ハラスメントに関する研修等を実施し、職員の意識醸成に努めます。
- ② 2024年度に設置したハラスメント外部相談窓口の活用等、相談業務の強化により、ハラスメント事象の早期改善に取組みます。
- ③ 「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定・公表することによりカスタマーハラスメントの抑制を図るとともにカスタマーハラスメント事例や対処方法の共有を進めます。

### (5) 出産・育児・介護等に伴い業務配慮等を要する職員と同僚職員双方が安心して働ける職場環境の整備

- ① 出産・育児・介護等により労働時間に制約が生じた職員や休職する職員の所属する部署において業務を円滑に遂行できるよう必要な人員調整や業務支援を行い、安心して働く職場環境を維持します。
- ② 2025年4月の育児・介護休業法および次世代育成支援対策推進法の改正に適切に対応するとともに、2025年10月の改正内容への対応を行います。

ごあいさつ

設立概要／役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本金融に関する取組み

経営第9期中期計画の概要

2024年度事業報告書

2024年度決算報告書

2025年度事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

# 2025年度事業計画

## 【主要計数】

(単位：百万円)

項目		計画値	
		無担保	有担保
新規保証引受	1,814,456	480,409	1,334,047
保証債務残高	15,497,614	1,671,592	13,826,021
決算保証料	26,105	9,224	16,881
代位弁済	31,698	10,640	21,057
求償権回収金	14,375	2,355	12,019

## 【諸比率】

(単位：%)

項目	計画値
延滞率	0.11



日本労信協は、経営の健全性・適切性を確保するため、定款・業務方法書のほか諸規程等に則り、以下のとおり経営管理体制を構築しています。

理事会

日本労信協の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、および代表理事・業務執行理事の選定・解職を行う機関です。3か月に1回以上開催するほか、必要に応じて開催します。15名の理事により構成されており、理事については、社員のほか、経営に関する客観的かつ専門的な助言・提言をいただくために、学識経験者等も含めることとしています。

常任理事会

日本労信協の業務運営に関する重要事項および理事会決議事項の執行に係る所要事項について、協議のうえ決議する機関です。代表理事および業務執行理事により構成されており、毎月1回以上定例開催するほか、必要に応じて開催します。

各種委員會

経営の適切性を高めることを目的として、定款第37条に拠り、各種委員会を設置しています。委員会への諮問事項は、理事会において決定し、委員長が委員会における審議結果をとりまとめたうえ、理事会に答申を行います。

- (1) 経営政策委員会** 事業計画の重点課題等を遂行していくため、またガバナンスの実効性確保のため、具体策等について審議します。

**(2) 役員選考委員会** 日本労信協の役員候補者の選考について審議します。

---

**(3) 理事懲罰委員会** 理事服務懲罰規程に基づき、専門的・多角的な観点から内容を審議するとともに、懲罰の種類等を審議します。

---

**(4) 役員報酬委員会** 日本労信協の役員報酬について審議します。

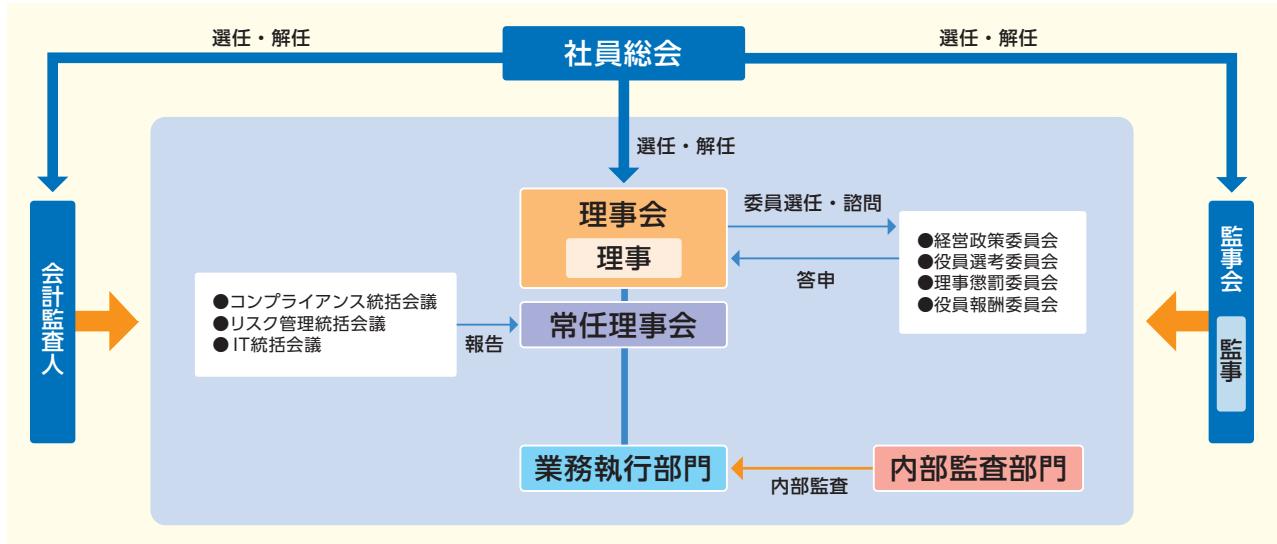
監事會

3名の監事（1名が常勤監事）により構成されており、協議のうえ監査方針、監査計画、監査の方法、監事業務の分担、監査報告、その他監査に関する重要事項の策定を行います。

ただし、監事会は各監事の権限を妨げることはできません。

\*その他、統括会議等の設置により、経営管理の強化・充実を図っています。

## 【経営管理体制図】



## 統合的リスク管理態勢

日本労信協は、業務運営に伴って発生する多様なリスクに対応するため、統合的リスク管理態勢の基本事項を「統合的リスク管理方針」等に定めています。これらに基づき、各種リスクの所在・管理方針を明確化し、安定した経営と健全性および相互牽制が機能する体制の確保に努めながら、さらに実効的な統合的リスク管理態勢を構築していきます。

### 各種リスクへの取組み

#### 1. 保証引受リスク

信用リスク（非予想損失）と信用コスト（予想損失）を計測し、デフォルト傾向を分析することにより、適切な保証引受リスクの管理を行います。

#### 2. 資産運用リスク

日本労信協の資金を安全かつ効率的に運用するために、運用基準を定め、金融市場の動向や資金繰りの状況等を常に見極め、適切な資産運用リスク管理を行います。

#### 3. オペレーションリスク

各リスクから発生する損失事象等をオペレーションリスクとして一元的に管理します。

##### ①事務リスク

職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等により発生する事務リスクを未然に防止するため、管理態勢の構築、事務手続き等の整備および相互牽制機能を確立し、適切な事務リスク管理を行います。

##### ②システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステム不備やコンピュータの不正使用について、安全対策基準、内部管理規程、手続等の遵守および相互牽制態勢の確立により、トラブルの発生を未然に防止し、適切なシステムリスク管理を行います。

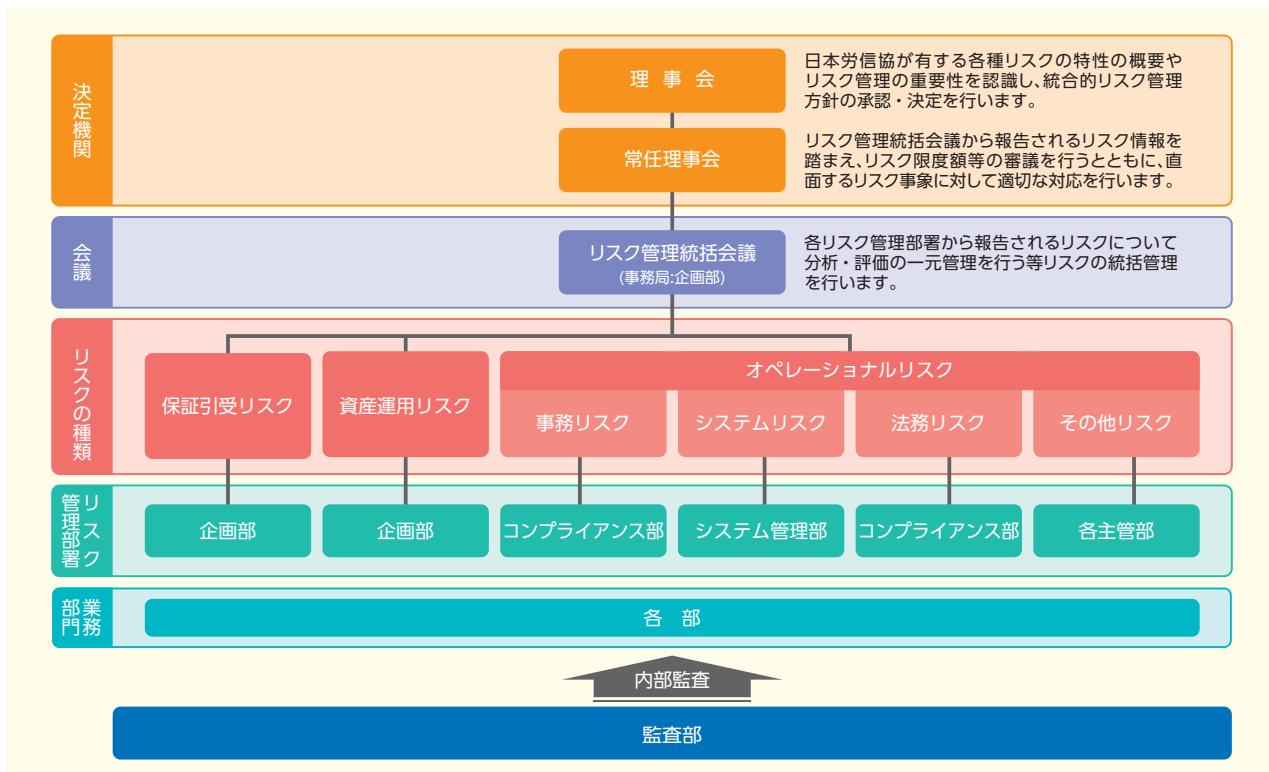
##### ③法務リスク

法令等を逸脱した行為により、訴訟等による金銭的な損失が発生したり、あるいは社会的評価を損なう等の法務リスクを未然に防ぐために、倫理法令等遵守に係る規程・ルールの整備、および研修等の実施により法務リスク管理を行います。

##### ④その他リスク

人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等について、リスクが顕在化した際に影響を最小限に抑えられるよう規程・ルールの整備、および研修等の実施によりその他リスク管理を行います。

#### 【リスク管理体制図】



## 内部統制システム

日本労信協は、一般法人法第90条第4項第5号に規定する「業務の適正を確保するための体制整備」への対応として、理事会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めています。

### 内部統制システムに関する基本方針

#### I 内部統制システムの整備・運用に関する基本的な考え方

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条4項第5号および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、事務の効率性・有効性を高めていく。

#### II 内部統制に関する体制の整備

##### 1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 公益性に根ざした信用保証事業を行う日本労信協は、より高いレベルのコンプライアンスが求められていることから、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、全ての役職員の意識と行動の指針として役職員行動規範を定め、これらを周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

また、横断的組織としてコンプライアンス統括会議を設置し、コンプライアンス全般の状況把握と総合的な検討・評価を行うことでコンプライアンス態勢の実効性確保に努め、進捗状況等の事項について理事会に報告する。

(2) 理事会は、理事会規程を定め、3か月に1回以上開催するほか必要に応じて随時開催して、理事が迅速に各種リスク管理の意思決定を行える体制を整え、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視する。

(3) 理事は、日本労信協における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表理事および監事に報告する。

(4) 監事は、理事会へ出席するほか、監事監査基準に基づき適時に監査することにより理事の職務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が

生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理事または理事会に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言または是正勧告することとする。

(5) 日本労信協は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

##### 2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(1) 理事の職務執行に係る情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会議事録、稟議書等）については、社員総会規程、理事会規程、常任理事会規程、委員会規程または文書取扱規程等に基づき作成する。記録文書は、文書および電磁的記録の保存取扱規程に基づき、文書種類ごとに、定められた期間にわたり適時適切に保存・管理し、必要に応じて正当な権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。

(2) 代表理事および業務執行理事（以下「代表理事等」という。）の業務執行については、理事会において、「代表理事等の業務執行状況報告」により報告する。

(3) 個人情報等に関しては、プライバシーポリシーおよび情報セキュリティポリシー等を定め、専務理事を統括責任者とし適切な管理体制を整備し、情報漏えいの防止等を図る。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理部署を明確にする。また、リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」等を設置し、審議内容を理事会等に報告するなど同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等によりこれを開示する。

(2) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの有効性評価を継続的に実施する。

ごあいさつ

設立概要／役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本労信協における取組み

経営計画の概要

事業報告書

決算報告書

事業計画書

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

(3) 自然災害等の不測の事態が発生した場合の対応としては、事業継続計画等に基づき、理事長を緊急対策本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、日本労信協における役職員の生命・資産・管理情報等の損失を最小限に止める体制を整えるものとする。

#### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営に係る重要な政策等については、常任理事会において議論を経て、執行決定を行う。  
(2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、理事職務権限規程、常任理事会規程、職務権限規程および業務分掌規程等を定め、これらの規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

#### 5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス・ポリシー、役職員行動規範およびコンプライアンス・プログラムから構成されるコンプライアンス・マニュアル、その他コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、これらの研修等を通じて職員に周知・徹底する。  
(2) 職務執行に際して基になる規程等、各種契約およびその他必要なものについては、リーガル・チェックを実施する。  
(3) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、内部窓口のほか弁護士を外部窓口としたヘルpline制度を整備するものとする。  
(4) 内部監査部門が、職員の職務執行が法令および定款に適合しているかについて点検する。

#### 6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事會が制定した監事會規程および監事監査基準に基づき、日本労信協職員の中から監事會事務局に専任の監事會事務局職員を任命する。

#### 7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監事會事務局職員は、監査業務に必要な指示命令を監事より受け、監事以外からの指示命令を受けないものとする。  
(2) 監事會事務局職員の人事異動（異動先を含む）・

人事評価・懲戒処分等については、監事の同意を得ることとする。

(3) 監事會事務局職員は、業務執行に係る役職を兼務しないこととする。

#### 8. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

(1) 監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。  
(2) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めるものとする。

#### 9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

理事は、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、またその適正な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。

#### 10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監事がその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。  
(2) 理事の職務執行を監査するために通常必要な監査費用については、理事は監事との協議のうえ予算に計上する。

#### 11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査計画を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めるものとする。



## コンプライアンス（倫理法令等の遵守）

日本労信協は、以下の「コンプライアンス・ポリシー」を定め、コンプライアンス経営を実践し、“公益性に根ざした信用保証事業”を行う信用保証機関として、より一層の信頼を確立するよう努めていきます。

### コンプライアンス・ポリシー

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、コーポレート・ガバナンスを充実し、一般社団法人としての自覚を持ち、日本労信協の目的である働く人とその家族が安心して生活できる共生社会の実現に寄与するため、内部統制態勢の構築とともにコンプライアンス（倫理法令等の遵守）を最重要課題のひとつとして位置付け、以下の項目を実践します。

#### 1. コンプライアンスの実践

日本労信協におけるコンプライアンスとは、法令、企業倫理・内部規程、社会的規範等を遵守することであり、日本労信協は人間尊重の精神に立ち、自由闊達な組織風土を醸成することにより、コンプライアンスを誠実に実践します。

#### 2. 社会的責任の自覚

日本労信協は、一般社団法人としての社会的責任を果たすために、積極的な社会貢献の推進および環境保全に取り組み、ステークホルダー（利害関係者）と協調しながら、事業運営の健全性、誠実性、透明性の確保に努めます。

#### 3. 機密情報・個人情報の管理

日本労信協は、業務上知り得た機密情報やお客様の個人情報に関しては、厳正な管理を徹底します。とりわけ、個人情報は厳密なセキュリティ対策を講じ、法令および内部規程等に基づき適正に保護・管理します。

#### 4. 経営情報の開示

日本労信協は、経営情報および会計報告を適正かつ適時に開示し、お客様に対し説明責任を果たします。

#### 5. 反社会的勢力の排除

日本労信協は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、これを断固として排除し、不当・不法な要求には一切応じません。

#### 6. コミットメント

経営陣は、本ポリシー達成のために率先垂範し、全ての役職員がその意義を理解し実践するよう周知徹底します。また、これに反するような事態が発生したときは、自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明・再発防止に努めます。また、同時に迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を果たし、権限と責任を明確にしたうえ、自らを含めて厳正に処分します。

#### 【コンプライアンス態勢】



##### 1 コンプライアンス・ポリシー

日本労信協の役職員が実践すべき普遍的なルールを定めた基本方針です。

##### 2 役職員行動規範

コンプライアンス・ポリシーに基づき具体的に事業活動を展開していくうえで、役職員一人一人が行動する際のガイドラインです。

##### 3 コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス・ポリシーを役職員一人一人が理解し、様々なルールを遵守する態勢を確立するためのプログラムです。

高いレベルの  
コンプライアンスを  
実現します

ご  
あ  
い  
さ  
つ

設  
立  
と  
概  
要  
／  
役  
割

事  
業  
の  
仕  
組  
み

保  
証  
制  
度  
の  
概  
要

日本労信協における  
組織構造に関する  
情報

経営計画の概要  
／第9期中期  
計画

事  
業  
報  
告  
年度

決  
算  
報  
告  
年度

事  
業  
計  
画  
年度

経  
営  
管  
理  
体  
制

内  
部  
管  
理  
態  
勢

ト  
ピ  
ッ  
ク  
ス

資  
料  
編

## 個人情報保護

日本労信協は、“お客さまの個人情報を適切に取り扱うことは社会的責任である”ことを認識し、以下の「プライバシーポリシー」を定めています。

### プライバシーポリシー

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、融資に係る信用保証業務および付随する業務において取り扱う個人情報について、個人情報保護の重要性を強く認識し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号「個人情報保護法」）および関連する法令、ガイドライン等を遵守し、以下の基本方針に基づき、個人情報の適切な管理・利用に努めます。

なお、個人番号および特定個人情報の取扱いにつきましては、別途、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定めます。

1. 日本労信協は、すべての事業で取り扱う個人情報および従業員等の個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。さらに、日本産業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に準拠した「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に基づいて個人情報保護マネジメントシステムを策定し、個人情報を保護いたします。
2. 日本労信協は、個人情報の取得、利用にあたっては、その利用目的を特定することとし、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い（目的外利用）はいたしません。また、目的外利用を行わないために、適切な管理措置を講じます。
3. 日本労信協は、ご本人の同意を得ている場合や法令にもとづく場合等を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはいたしません。
4. 日本労信協は、個人情報の取扱いに関する苦情および相談を受けた場合は、その内容について迅速に事実関係等を調査し、合理的な期間内に誠意をもって対応いたします。

5. 日本労信協は、取得した個人情報を適切に管理するため、組織的・人的・物理的・技術的な安全管理措置を講じ、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止および是正に取り組みます。
6. 日本労信協は、社会情勢・環境の変化を踏まえて、継続的に個人情報保護マネジメントシステムを見直し、個人情報保護への取り組みを改善していきます。



一般社団法人日本労働者信用基金協会  
理事長 戸守 学

制定：2005年3月31日  
改定：2025年6月30日

### [プライバシーポリシーに関するお問い合わせ窓口]

日本労信協の個人情報の取扱いに関するご質問等につきましては、下記の窓口にご連絡ください。

- ①住所  
〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル  
一般社団法人日本労働者信用基金協会 コンプライアンス部  
②電話番号 0120-866-416  
③受付時間 月曜～金曜（土日祝日、12/31～1/3は除く）  
9:00～17:00

## 反社会的勢力排除の取組み

日本労信協は、「反社会的勢力に対する基本方針」を以下のとおり宣言します。

### 反社会的勢力に対する基本方針

一般社団法人日本労働者信用基金協会は、反社会的勢力排除に向けた公共的使命と社会的責任を十分認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

- 1 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で臨むとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- 2 反社会的勢力とは、取引等を含め一切の関係を持ちません。
- 3 反社会的勢力に対して、資金供与あるいは不適切な便宜供与等は行いません。
- 4 反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、民事・刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
- 5 反社会的勢力による不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

## 情報セキュリティ

日本労信協は、情報セキュリティ対策の方針や行動指針を情報セキュリティポリシーとして定め、これに基づき、情報資産の適切な保護および管理をしています。

### 情報セキュリティポリシー

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、保有するお客さま情報をはじめとする各種情報資産が事業運営の基盤であることを十分認識するとともに、事業を継続的・安定的に運営していく上で、保有する“情報”に対して適切な管理、ひいては適切な情報セキュリティ対策を実施することが、組織の責務として非常に重要であると認識しております。

この認識のもと、ここに情報セキュリティポリシーを定め、全ての役職員がその内容を十分に理解し、各種情報資産を適切に保護することに努めます。

#### 1 情報セキュリティ管理体制等の確立

日本労信協は、情報セキュリティを維持するために、管理運営する組織・体制を確立します。



#### 2 適切な情報セキュリティ対策の実施

日本労信協は、各種情報資産に係る不正アクセス、破壊、情報漏えい、紛失および改ざんなどを未然に防止するため、組織的、物理的、技術的および人的の安全管理の観点から適切な情報セキュリティ対策を実施します。



#### 3 法令および情報セキュリティ関連規程等の遵守

日本労信協は、情報セキュリティに関する法令、規制、指針、对外契約および別途定める情報セキュリティ関連規程を遵守します。



#### 4 情報セキュリティ教育等の実施

日本労信協は、全ての役職員に対して、情報セキュリティ意識の向上および情報資産の適切な管理を実行するための教育・訓練を継続的に実施します。



#### 5 情報セキュリティ監査の実施

日本労信協は、内部規程、社会的規範が遵守され、有效地に機能しているかを検証するため、定期的かつ必要に応じて情報セキュリティ監査を実施します。



#### 6 評価・見直し

日本労信協は、以上の取り組みを定期的に評価し、所要の見直しを行うことにより、情報セキュリティマネジメントを継続的に改善していきます。



# すべての職員が活躍できる職場作り ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」の実現に向けて

## 日本労信協 健康経営推進の取組み

人材を組織の資本と捉え、その価値を最大限に引き出すことで中長期的な企業価値向上へつなげていく「人的資本経営」を遂行するためには、「人」の心身の健康が欠かせません。

そのため、健康管理を個人やその家族に委ねるだけではなく、日本労信協が職員の健康保持増進に主体的かつ積極的に関与することが重要と考えています。

日本労信協では、職員の健康管理を経営的視点から捉え、「健康経営」を推進するための諸施策や「健康経営戦略マップ」を含めた一体的な枠組みとなる「日本労信協 健康経営推進の取組み」\*を策定し、2025年4月1日より実行しています。

\*日本労信協ホームページ (<https://www.nihonroshinkyo.org/about/workplace/>) に掲載

### 健康経営推進により期待する効果と重点課題

#### 期待する効果

- 組織パフォーマンスの向上
- 職員の心身の健康保持増進
- 職員が働きがいをもって安心して働き続けられる職場環境

#### 重点課題

- 健康管理態勢の確立
- 健康診断・事後措置の一体取組
- 過重労働対策
- メンタルヘルス対策
- 受動喫煙対策

### 具体的な施策（行動計画）

#### 健康管理の取り組みに関する行動計画

労働金庫業態では、「健康経営」を推進するため、業態全体の健康管理指針として「労働金庫健康経営宣言」を策定しました。これに基づく具体的な施策として、日本労信協では、「健康管理の取り組みに関する行動計画」を策定し、生産性向上や医療費負担の削減等、社会的価値の向上を目指す「健康経営」を推進しています。

その結果として、経済産業省が創設した健康経営優良法人認定制度において、健康経営優良法人（大規模法人部門）に認定されています。

#### 労働金庫健康経営宣言

(2016年11月24日策定)

- 労金業態は、「働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関」として、その社会的使命と役割を果たすために、職員が心身とともに健康で安心して働き続けることができる職場づくりを目指します。
- 各金庫・関連事業団体は、職員が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場づくりに向け、具体的な施策を積極的に推進します。
- 労金業態に働くすべての役職員並びにその家族は、ヘルスリテラシーの向上と健康な心身づくりを自律的に実践します。

#### 健康管理の取り組みに関する行動計画

(第3期：2022年4月1日～2026年3月31日)

##### 1. 健康管理態勢の確立

産業医・顧問医・産業看護職配置体制を維持し、連携を強化する。

##### 2. 健康診断・事後措置の一体取組

全役職員に定期健康診断等の受診を勧奨し、産業医または産業看護職によるフォローフォローアクションを実施する。また、法定項目に関する再検査対象者全員に受診を勧奨する。

##### 3. 過重労働対策

総労働時間削減の取組として、ノーカンクルを年間48回、年休強化期間を年間3回実施し、職員一人当たりの平均総労働時間を年間1800時間以内とする。

##### 4. メンタルヘルス対策

全職員にストレスチェックの受検を勧奨し、仕事や職場への不安によるストレスを解消し、風通しの良い職場を作るための研修を実施する。

##### 5. 受動喫煙対策

就業時間内禁煙を徹底し、受動喫煙や禁煙支援プログラムに関する情報提供等により、喫煙者・非喫煙者ともに教育・啓発をする。

##### 6. 健康経営優良法人の継続認定

健康経営優良法人2022の認定を受け、引き続き継続認定を目指す。

##### 7. 女性の健康課題に関する研修実施（2025年度より追加）

女性の健康課題解決のための研修を実施する。



## 一般事業主行動計画（仕事と育児・介護の両立支援の取組み）

日本労信協では、2011年度より「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、仕事と子育ての両立をはかるための雇用環境の整備や、子育てをしていない職員も含めた多様な労働条件の整備を進めるための「一般事業主行動計画」を策定・実施しています。これによって、厚生労働大臣より、次世代の育成に積極的に取り組む企業として認定され、これまでに4回、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を取得しました。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行に伴い、「次世代育成支援対策推進法」と一体とした行動計画を策定し、取組みを推進しています。



## 「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画（第6期） 「女性活躍推進法」に基づく行動計画（第4期）

### 1. 計画期間

2025年4月1日から2028年3月31日までの3か年。



### 2. 目標

総労働時間削減に向けた環境づくりをおこなっていく。

### 3. 目標達成のための対策

#### (1) 総労働時間削減に向けた環境づくり

No.	具体的な取組	目標
①	年間48回以上のノー残業デー設定・実施	最低実施率70% 全体実施率80%以上
②	年3回の「年休取得強化月間」の設定・実施	最低実施率70% 全体実施率80%以上
③	5連続休暇の取得	組合員100% 全体の取得率80%以上
④	年休年間10日以上取得	組合員100% 全体の取得率80%以上

#### (2) 男性育児休職の取得および男性の育児関連休暇の取得促進に向け、数値目標を設定する。

No.	具体的な取組	目標
①	男性育児休職取得率	取得率50%
②	男性育児休職および育児関連休暇取得率	取得率100%

#### (3) 両立支援制度を利用しやすい環境整備

No.	具体的な取組
①	利用可能な両立支援制度の周知方法の見直しを行う
②	「仕事と育児・介護の両立」に関する研修を開催する

### 4. 計画の公表

- ・日本労信協ホームページ (<https://www.nihonroshinkyo.org/about/workplace/>)
- ・女性活躍・両立支援総合サイト (<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>)

ごあいさつ

設立概要／役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本労信協に関する取組み

経営計画の概要

2024年度  
事業報告書

2024年度  
決算報告書

2024年度  
事業計画

経営管理体制  
内部管理体制

トピックス

資料編

# 2025年10月から リ・スキリング等教育訓練支援融資 の保証を開始します。

日本労信協は、国（厚生労働省）からの要請を受けて労働金庫が2025年10月から取り扱う予定のリ・スキリング等教育訓練支援融資<sup>\*</sup>の保証を開始します。

政府は『こども未来戦略方針』（2023年6月13日閣議決定）に、「個々の労働者が教育訓練中に生ずる生活費等への不安なく、主体的にリ・スキリングに取り組むことができるよう、訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度の創設などについて検討する」ことを掲げています。

日本労信協は、政府がこの具現化に向け導入を進めるリ・スキリング等教育訓練支援融資の保証を引き受けることにより、新しいスキルを身に着けて再就職を希望する方や、今の職場で更に力を発揮したい方がスムーズに融資を受けられる環境の整備に協力していきます。

また、リ・スキリング等教育訓練支援融資に付帯される教育訓練の受講により、賃金が上昇した方を対象とする一部返済免除についても国（厚生労働省）との橋渡し役を担っていきます。

※ 個人のスキルアップ等を支援するため、教育訓練費用及び教育訓練受講中の生活費を融資する制度



# 資料編

## 1. 財務データ

- 貸借対照表 ..... 34
- 正味財産増減計算書 ..... 36
- 財務諸表に対する注記 ..... 38

## 2. 統計データ

- 事業概況推移 ..... 41
- 主要計数推移 ..... 46

## 3. コーポレートデータ

- 組織図 ..... 47
- 社員一覧 / 役員名簿 ..... 48
- あゆみ ..... 49
- 定款 ..... 50
- 事務所のご案内 ..... 53

### ○諸比率の定義・金額等表示方法

#### 定義

代位弁済率：保証債務平均残高に対する代位弁済の割合を示します。

延滞率：保証債務残高に対する延滞の割合を示します。

代弁能力係数：代位弁済原資（正味財産・債務保証損失引当金・貸倒引当金の合計から、必要基本財産と基本財産固定額を差し引いた額）の代位弁済リスク（2か月以上の延滞額）に対する倍率を示します。労働金庫の資産査定においては、優良保証の要件として、「代弁能力係数が1以上の保証機関の保証」であることが明示されています。

#### 表示方法

○件数・金額は表示された単位未満を切捨てて記載しています。

○増減率は、小数点第2位を四捨五入し第1位まで記載、諸比率は、小数点第3位を四捨五入し第2位まで記載しています。

ごあいさつ

設立概要／役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本金融公庫における取組み  
経営計画の概要

2024年度  
事業報告書

2024年度  
決算報告書

2024年度  
事業計画書

経営管理体制

内部管理体制

トピックス

資料編

# 1. 財務データ

## 貸借対照表

[2025年3月31日現在]

(単位:円)

科 目	当年度 (2025.3.31)	前年度 (2024.3.31)	増 減
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	28,004,309,656	27,872,122,138	132,187,518
未収保証料	2,249,161,855	2,051,265,783	197,896,072
未収金	124,403,821	127,684,072	△ 3,280,251
有価証券	136,181,452,543	142,071,908,304	△ 5,890,455,761
未収利息	103,237,080	71,373,816	31,863,264
その他流動資産	433,795,224	75,781,610	358,013,614
<b>流動資産合計</b>	<b>167,096,360,179</b>	<b>172,270,135,723</b>	<b>△ 5,173,775,544</b>
<b>2. 固定資産</b>			
I 資産の部	(1) 基本財産		
	寄付金積立資産	3,609,000,000	3,609,000,000
	保証積立資産	132,243,881,281	127,530,112,116
	<b>基本財産合計</b>	<b>135,852,881,281</b>	<b>131,139,112,116</b>
	(2) 特定資産		
	保証基盤安定化積立資産	111,904,601,246	108,136,654,878
	退職給付引当資産	356,994,329	463,412,929
	役員退任慰労引当資産	41,994,750	29,102,750
	<b>特定資産合計</b>	<b>112,303,590,325</b>	<b>108,629,170,557</b>
	(3) 求償権	97,862,164,789	88,267,306,268
	貸倒引当金	△ 59,735,169,479	△ 52,328,816,901
	<b>(4) 保証債務見返</b>	<b>15,283,449,144,057</b>	<b>14,753,150,113,015</b>
	(5) その他固定資産		
	建物	5,543,735	10,483,844
	什器備品	692,547,820	123,299,110
	建設仮勘定	0	125,535,190
	電話加入権	1,491,876	1,491,876
	ソフトウェア	1,259,054,673	2,022,093,450
	ソフトウェア仮勘定	0	47,041,830
	敷金	250,213,830	254,935,546
	出資金	1,050,000	1,050,000
	前払年金費用	0	71,663,389
	<b>その他固定資産合計</b>	<b>2,209,901,934</b>	<b>2,657,594,235</b>
	<b>固定資産合計</b>	<b>15,571,942,512,907</b>	<b>15,031,514,479,290</b>
<b>資産合計</b>		<b>15,739,038,873,086</b>	<b>15,203,784,615,013</b>
			<b>535,254,258,073</b>



[2025年3月31日現在]

(単位：円)

科 目	当年度 (2025.3.31)	前年度 (2024.3.31)	増 減
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	1,180,200,166	1,204,629,015	△ 24,428,849
預り金	9,343,762	19,803,483	△ 10,459,721
賞与引当金	86,612,363	80,915,989	5,696,374
その他の流動負債	941,001	1,114,561	△ 173,560
<b>流動負債合計</b>	<b>1,277,097,292</b>	<b>1,306,463,048</b>	<b>△ 29,365,756</b>
<b>2. 固定負債</b>			
保証債務	15,283,449,144,057	14,753,150,113,015	530,299,031,042
未経過保証料	92,808,460,390	96,792,347,123	△ 3,983,886,733
債務保証損失引当金	113,347,699,741	112,767,409,154	580,290,587
退職給付引当金	356,994,329	463,412,929	△ 106,418,600
役員退任慰労引当金	41,994,750	29,102,750	12,892,000
<b>固定負債合計</b>	<b>15,490,004,293,267</b>	<b>14,963,202,384,971</b>	<b>526,801,908,296</b>
<b>負債合計</b>	<b>15,491,281,390,559</b>	<b>14,964,508,848,019</b>	<b>526,772,542,540</b>
<b>1. 指定正味財産</b>			
寄付金	3,609,000,000	3,609,000,000	0
<b>指定正味財産合計</b>	<b>3,609,000,000</b>	<b>3,609,000,000</b>	<b>0</b>
(うち基本財産への充当額)	( 3,609,000,000)	( 3,609,000,000)	( 0)
(うち特定資産への充当額)	( 0)	( 0)	( 0)
<b>2. 一般正味財産</b>			
(1) 代替基金	2,000,000,000	2,000,000,000	0
(2) その他一般正味財産	242,148,482,527	233,666,766,994	8,481,715,533
<b>一般正味財産合計</b>	<b>244,148,482,527</b>	<b>235,666,766,994</b>	<b>8,481,715,533</b>
(うち基本財産への充当額)	(132,243,881,281)	(127,530,112,116)	( 4,713,769,165)
(うち特定資産への充当額)	(111,904,601,246)	(108,136,654,878)	( 3,767,946,368)
<b>正味財産合計</b>	<b>247,757,482,527</b>	<b>239,275,766,994</b>	<b>8,481,715,533</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>15,739,038,873,086</b>	<b>15,203,784,615,013</b>	<b>535,254,258,073</b>

# 1. 財務データ

## 正味財産増減計算書

[2024年4月1日から2025年3月31日まで]

(単位:円)

科 目	当年度 (2024.4.1 ~ 2025.3.31)	前年度 (2023.4.1 ~ 2024.3.31)	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	59,505,301	91,704,305	△ 32,199,004
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	108,131,032	61,320,546	46,810,486
③ 事業収益			
保証料	25,007,545,616	23,784,113,218	1,223,432,398
受取損害金	3,392,036,758	3,042,531,435	349,505,323
償却求償権回収金	125,538,548	145,183,116	△ 19,644,568
譲受求償権回収益	31,463,331	34,966,240	△ 3,502,909
債権管理費回収金	50,541,722	275,361,255	△ 224,819,533
④ 受取補助金等			
受取国庫補助金	20,318,731	23,501,483	△ 3,182,752
⑤ 雜収益			
受取利息	10,375,895	2,151,521	8,224,374
有価証券利息	68,157,909	43,700,457	24,457,452
受取配当金	12,539,953	10,190,035	2,349,918
受入手数料	595,200	595,200	0
受入団信保険料	130,005	158,963	△ 28,958
雑収益	11,506,286	13,922,006	△ 2,415,720
経常収益計	28,898,386,287	27,529,399,780	1,368,986,507
(2) 経常費用			
① 事業費	[21,180,169,386]	[16,723,637,294]	[4,456,532,092]
貸倒損失	15,752,990	14,272,694	1,480,296
制度融資求償権償却費	19,131,294	23,405,610	△ 4,274,316
貸倒引当金繰入額	15,192,122,412	12,199,555,091	2,992,567,321
債務保証損失引当金繰入額	977,491,432	0	977,491,432
給料手当	783,570,778	813,614,903	△ 30,044,125
賞与引当金繰入額	68,063,064	64,597,964	3,465,100
退職給付費用	30,968,633	40,812,156	△ 9,843,523
社会保険料	141,451,957	144,694,317	△ 3,242,360
人事厚生費	47,718,520	57,351,993	△ 9,633,473
会合費	5,875,728	5,099,266	776,462
会議費	1,149,195	2,097,202	△ 948,007
広告宣伝費	13,384,360	3,027,420	10,356,940
交際費	180,043	272,530	△ 92,487
旅費交通費	4,394,500	4,940,381	△ 545,881
通信運搬費	103,354,916	81,561,370	21,793,546
建物減価償却費	2,425,545	2,981,119	△ 555,574
什器備品減価償却費	90,141,051	46,300,625	43,840,426
ソフトウェア減価償却費	694,072,392	729,022,236	△ 34,949,844
敷金償却費	968,695	993,533	△ 24,838
備品費	35,209,649	21,887,223	13,322,426
事務用品費	22,847,062	38,585,604	△ 15,738,542
図書費	96,710	207,240	△ 110,530
保全管理費	713,034,117	534,417,433	178,616,684
給水光熱費	5,173,617	4,750,059	423,558
土地建物賃借料	215,653,410	206,696,039	8,957,371
事務機械賃借料	205,658,656	61,029,923	144,628,733
諸謝金	4,855,963	9,235,189	△ 4,379,226
租税公課	41,092,194	34,458,369	6,633,825
支払負担金	2,640,000	2,640,000	0
諸会費	1,748,596	1,862,596	△ 114,000
信用調査費	30,765,817	29,170,565	1,595,252
債権管理費	120,906,201	311,854,131	△ 190,947,930
業務委託手数料	800,648,090	755,755,220	44,892,870
支払団信保険料	18,549,019	19,058,178	△ 509,159
支払手数料	3,917,598	3,793,708	123,890
事務委託費	764,615,047	453,592,117	311,022,930
雑費	540,135	43,290	496,845



[2024年4月1日から2025年3月31日まで]

(単位：円)

科 目	当年度 (2024.4.1～2025.3.31)	前年度 (2023.4.1～2024.3.31)	増 減
② 管理費	[784,596,369]	[736,102,716]	[48,493,653]
役員報酬	111,207,040	119,751,960	△ 8,544,920
役員退任慰労引当金繰入額	13,204,500	13,188,000	16,500
給料手当	181,259,174	166,812,072	14,447,102
賞与引当金繰入額	18,549,299	16,318,025	2,231,274
退職給付費用	7,725,963	9,973,764	△ 2,247,801
社会保険料	41,058,526	38,705,740	2,352,786
人事厚生費	21,382,312	21,608,151	△ 225,839
会議費	6,782,804	6,219,979	562,825
交際費	812,069	618,254	193,815
旅費交通費	2,272,945	3,590,836	△ 1,317,891
通信運搬費	6,112,701	5,613,345	499,356
建物減価償却費	684,127	745,279	△ 61,152
什器備品減価償却費	25,424,398	11,575,156	13,849,242
ソフトウェア減価償却費	195,764,007	182,255,558	13,508,449
敷金償却費	273,221	248,383	24,838
備品費	510,382	114,834	395,548
事務用品費	385,988	327,400	58,588
図書費	722,578	769,570	△ 46,992
保全管理費	4,714,282	4,438,697	275,585
給水光熱費	1,728,433	1,507,173	221,260
土地建物賃借料	71,913,328	72,109,306	△ 195,978
事務機械賃借料	7,310,520	4,761,910	2,548,610
支払保険料	8,530	3,123,946	△ 3,115,416
諸謝金	6,538,932	24,535,027	△ 17,996,095
租税公課	620,200	920,200	△ 300,000
支払負担金	281,889	0	281,889
諸会費	657,200	657,200	0
支払寄付金	22,000,000	22,000,000	0
支払手数料	272,165	222,658	49,507
事務委託費	34,369,555	3,342,649	31,026,906
雑費	49,301	47,644	1,657
経常費用計	21,964,765,755	17,459,740,010	4,505,025,745
当期経常増減額	6,933,620,532	10,069,659,770	△ 3,136,039,238
<b>2. 経常外増減の部</b>			
(1) 経常外収益			
① 債務保証損失引当金戻入益	0	1,649,827,738	△ 1,649,827,738
② 保証債務承継一時金	1,444,448,389	0	1,444,448,389
③ 雜収益	237,445,496	0	237,445,496
経常外収益計	1,681,893,885	1,649,827,738	32,066,147
(2) 経常外費用			
① 固定資産売却損			
什器備品売却損	73,731,469	0	73,731,469
② 固定資産除却損			
建物除却損	1,830,437	0	1,830,437
什器備品除却損	71,048	7	71,041
ソフトウェア除却損	58,165,930	0	58,165,930
経常外費用計	133,798,884	7	133,798,877
当期経常外増減額	1,548,095,001	1,649,827,731	△ 101,732,730
当期一般正味財産増減額	8,481,715,533	11,719,487,501	△ 3,237,771,968
一般正味財産期首残高	235,666,766,994	223,947,279,493	11,719,487,501
一般正味財産期末残高	244,148,482,527	235,666,766,994	8,481,715,533
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,609,000,000	3,609,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,609,000,000	3,609,000,000	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	247,757,482,527	239,275,766,994	8,481,715,533

## 財務諸表に対する注記

## 1 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）又は移動平均法による原価法によっている。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

## ①建物

定率法によっている。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっている。

## ②什器備品

定率法によっている。

## ③ソフトウェア

法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

## (3) 引当金の計上基準

## ①債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、当期末における損失発生見込額を計上している。

## ②貸倒引当金

求償権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

## ③賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

## ④退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

## (追加情報)

2025年4月1日より、60歳から65歳への定年延長に伴い統一退職金制度を変更し、第2年金を創設した。定年延長により、退職給付債務が95,965,700円減少し、過去勤務費用が同額発生している。また、第2年金の創設により、退職一時金制度の退職給付債務、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用、退職給付引当金のそれぞれ一部から総額199,191,419円を確定給付企業年金制度へ移行する処理を行っている。

## ⑤役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上している。

## (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

## 2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
<b>基本財産</b>				
寄付金積立資産	3,609,000,000	-	-	3,609,000,000
保証積立資産	127,530,112,116	4,713,769,165	-	132,243,881,281
小 計	131,139,112,116	4,713,769,165	-	135,852,881,281
<b>特定資産</b>				
保証基盤安定化積立資産	108,136,654,878	3,767,946,368	-	111,904,601,246
退職給付引当資産	463,412,929	-	106,418,600	356,994,329
役員退任慰労引当資産	29,102,750	12,892,000	-	41,994,750
小 計	108,629,170,557	3,780,838,368	106,418,600	112,303,590,325
合 計	239,768,282,673	8,494,607,533	106,418,600	248,156,471,606

### 3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
<b>基本財産</b>				
寄付金積立資産	3,609,000,000	(3,609,000,000)	-	-
保証積立資産	132,243,881,281	-	(132,243,881,281)	-
小 計	135,852,881,281	(3,609,000,000)	(132,243,881,281)	-
<b>特定資産</b>				
保証基盤安定化積立資産	111,904,601,246	-	(111,904,601,246)	-
退職給付引当資産	356,994,329	-	-	(356,994,329)
役員退任慰労引当資産	41,994,750	-	-	(41,994,750)
小 計	112,303,590,325	-	(111,904,601,246)	(398,989,079)
合 計	248,156,471,606	(3,609,000,000)	(244,148,482,527)	(398,989,079)

### 4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	140,459,680	134,915,945	5,543,735
什器備品	1,002,737,445	310,189,625	692,547,820
ソフトウェア	4,577,278,914	3,318,224,241	1,259,054,673
合 計	5,720,476,039	3,763,329,811	1,957,146,228

### 5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第372回利付国債（10年）	2,478,571,428	2,393,500,000	△85,071,428
第375回利付国債（10年）	1,523,422,882	1,459,050,000	△64,372,882
第376回利付国債（10年）	495,784,873	476,100,000	△19,684,873
第261回共同発行市場公募地方債	500,000,000	480,350,000	△19,650,000
合 計	4,997,779,183	4,809,000,000	△188,779,183

### 6 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
<b>補助金</b>						
雇用開発支援等補助金（就職安定資金融資事業費）	厚生労働省	-	1,496,104	1,496,104	-	
高齢者就業機会確保等補助金（長期失業者分）	厚生労働省	-	964,434	964,434	-	
雇用開発支援等補助金（就職促進）	厚生労働省	-	775,719	775,719	-	
雇用開発支援等補助金（技能者育成）	厚生労働省	-	2,628,029	2,628,029	-	
求職者訓練受講支援補助金（求職者支援）	厚生労働省	-	14,454,445	14,454,445	-	
合 計		-	20,318,731	20,318,731	-	

ごあいさつ

設立概要  
と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本会議場における取組み

経営計画の概要  
と中期目標

事業報告書  
年度

決算報告書  
年度

事業計画  
年度

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

# 1. 財務データ

## 7 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
代替基金				
日本労信協第1回基金	2,000,000,000	-	-	2,000,000,000
代替基金 計	2,000,000,000	-	-	2,000,000,000

## 8 金融商品関係

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当協会は、労働金庫の融資を利用する勤労者への信用保証を行う信用保証業を行っている一般社団法人であり、資金運用については定期預金、譲渡性預金、国債及び地方債の運用を行っている。なお、貸借対照表上の「有価証券」は、全て譲渡性預金である。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当協会の保有する金融資産は、主として定期預金、譲渡性預金、国債及び地方債であり、市場金利の推移や流動性の確保に注意を払いながら、安全かつ効率的に資金運用を行っている。信用力の高い金融機関の定期預金及び譲渡性預金と、格付の高い国債及び地方債を対象としているため、信用リスクは僅少である。債務保証契約及び求償権は、債務者の所得環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があるが、保証業務取扱規程、求償権管理回収規程等に従い、与信管理に関する体制を整備し運営している。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略している。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
①預け金			
現金預金	28,004,309,656	28,004,309,656	0
有価証券	136,181,452,543	136,181,452,543	0
寄付金積立資産	3,609,000,000	3,609,000,000	0
保証積立資産	132,243,881,281	132,243,881,281	0
保証基盤安定化積立資産	106,906,822,063	106,906,822,063	0
退職給付引当資産	356,994,329	356,994,329	0
役員退任慰労引当資産	41,994,750	41,994,750	0
計	407,344,454,622	407,344,454,622	0
②債券			
保証基盤安定化積立資産	4,997,779,183	4,809,000,000	△ 188,779,183
計	4,997,779,183	4,809,000,000	△ 188,779,183
③求償権	97,862,164,789		
貸倒引当金 (*)	△ 59,735,169,479		
計	38,126,995,310	38,126,995,310	0
	契約額等	時 価	
④債務保証契約	15,283,449,144,057	101,514,523,947	

(\*) 求償権に対応する貸倒引当金を控除している。

(注) 金融商品の時価の算定方法

#### ①預け金

有価証券は全て譲渡性預金である。

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としている。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定している。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としている。

#### ②債券

債券は国債及び地方債であり、市場価格を用いている。

#### ③求償権

求償権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保による回収金見込額等に基づいて貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

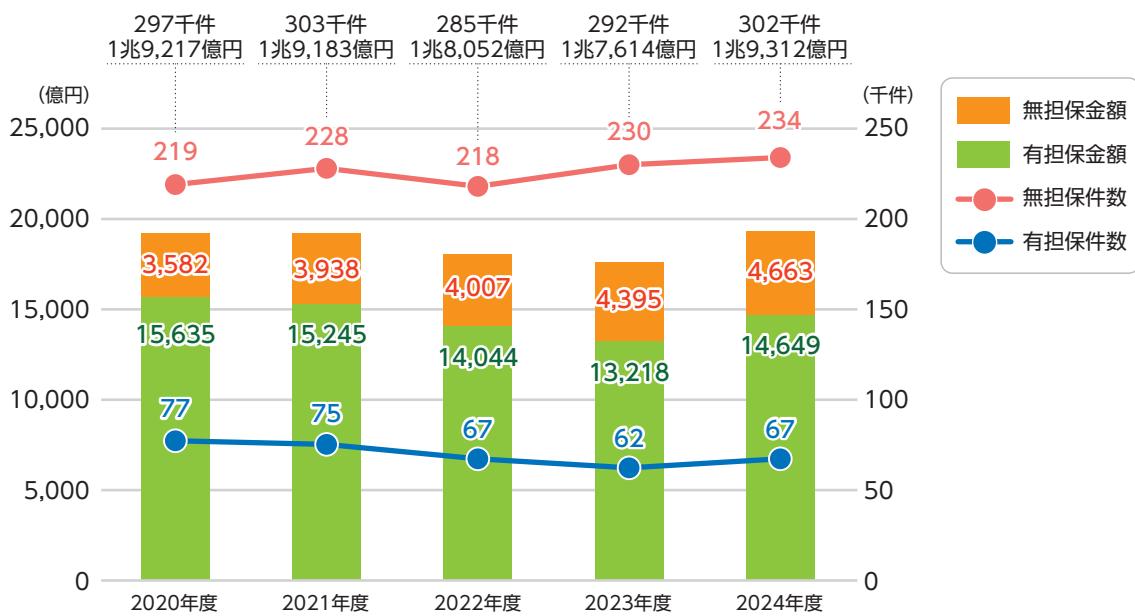
#### ④債務保証契約

債務保証契約は、契約上の保証料の現在価値と将来の期待損失の現在価値との差額を時価としている。

## 事業概況推移

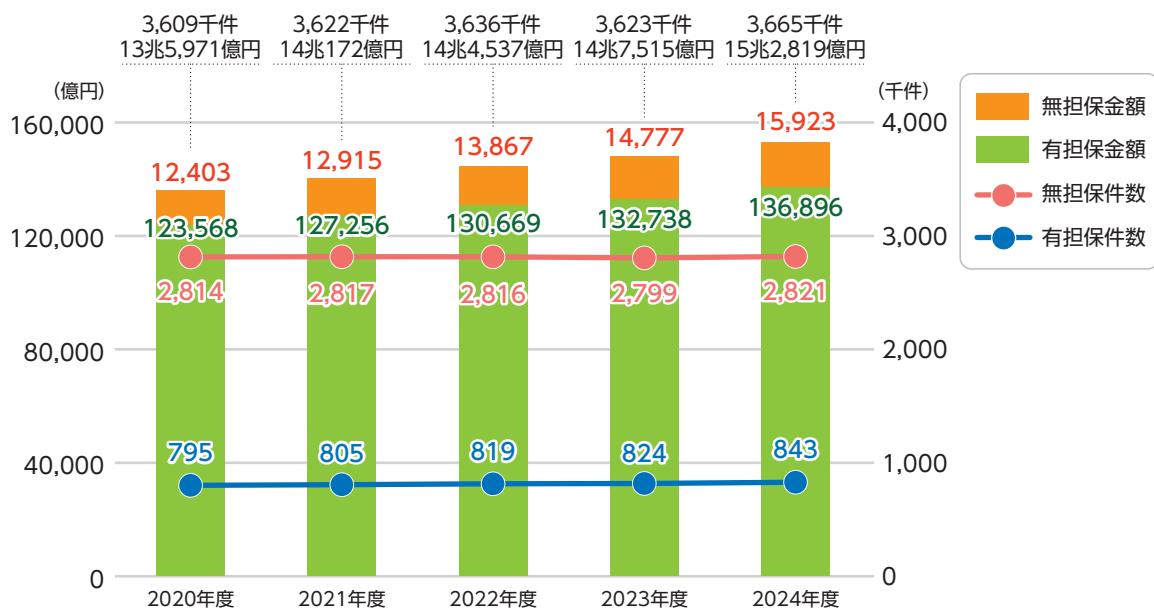
※国の損失補填付事業の保証に係る実績を除いています。

## 新規保証引受



労働金庫の融資伸長により、前年度から9千件・1,698億円増加し、302千件・1兆9,312億円となりました。  
担保区分ごとに前年度と比較すると、無担保が3千件・267億円、有担保が5千件・1,430億円増加しました。

## 保証債務残高



新規保証引受の増加と北陸3労（勤）信協からの保証債務の引受けにより、前年度末から41千件・5,304億円増加し、3,665千件・15兆2,819億円となりました。

担保区分ごとに前年度末と比較すると、無担保が21千件・1,146億円、有担保が19千件・4,157億円増加しました。

ごあいさつ

設立概要/役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本労働金庫に関する取組み

経営計画の概要

2024年度事業報告書

2024年度決算報告書

2024年度事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

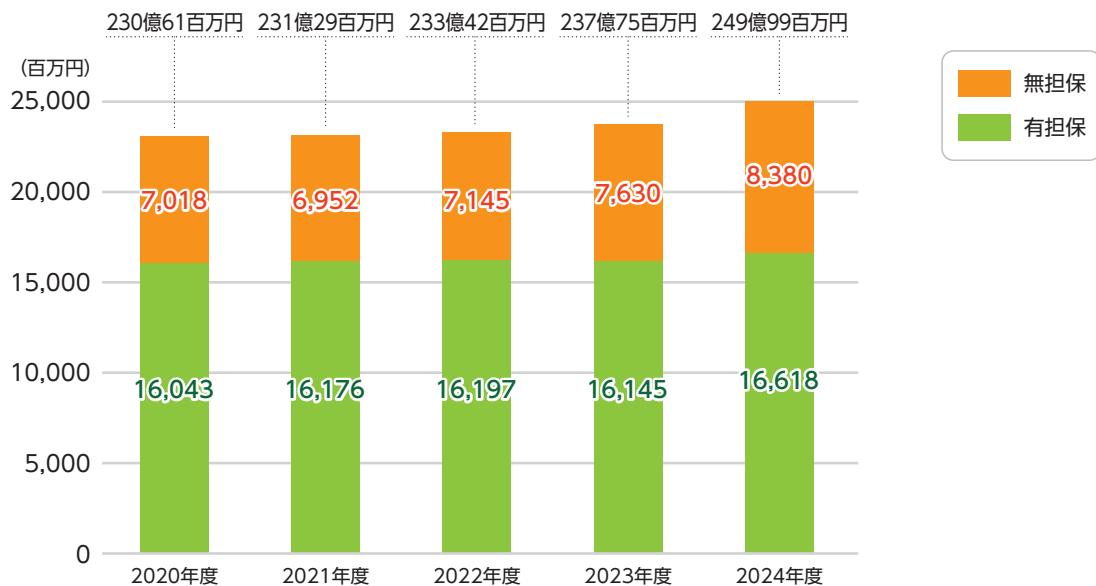
トピックス

資料編

## 2. 統計データ

### 事業概況推移

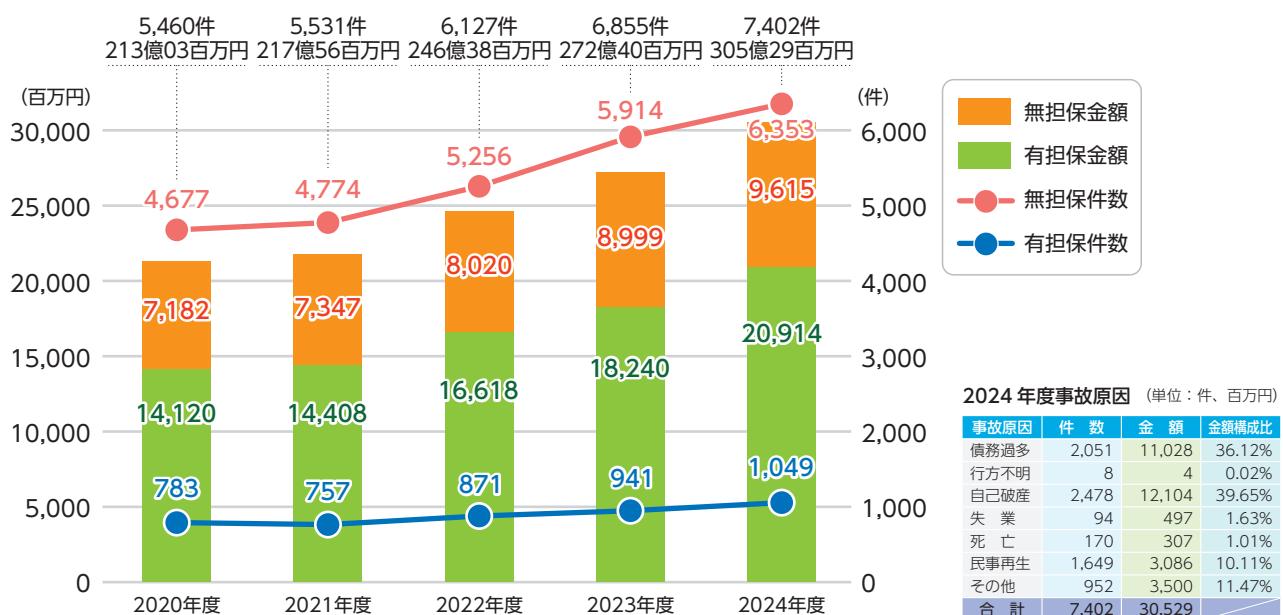
#### 決算保証料



前年度から 12 億 24 百万円増加し、249 億 99 百万円となりました。

担保区分ごとに前年度と比較すると、無担保が7億 50 百万円、有担保が4億 73 百万円増加しました。

#### 代位弁済

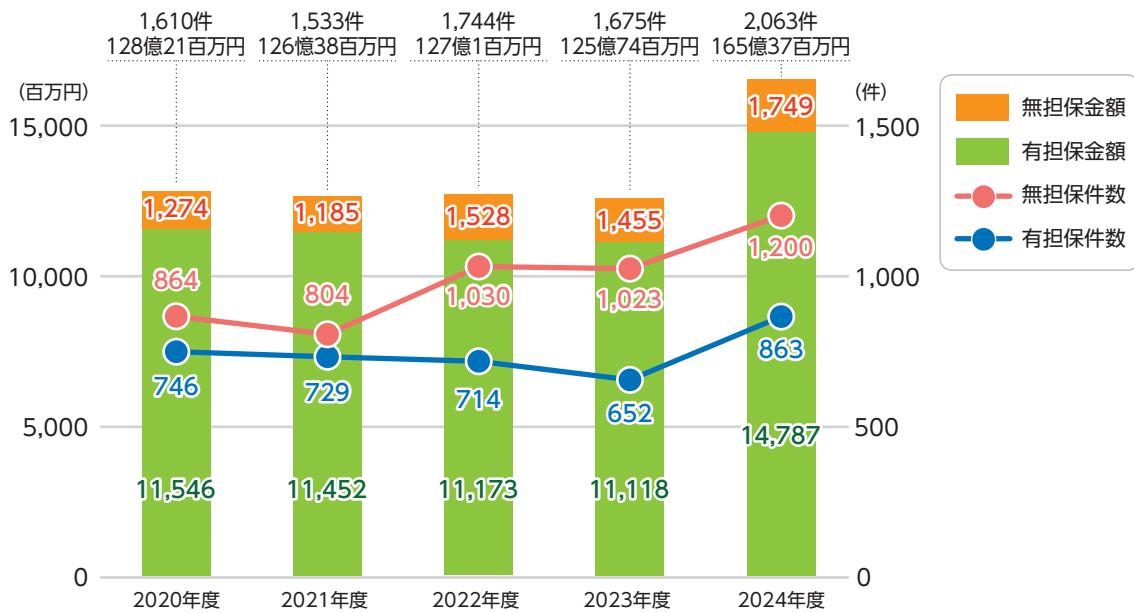


前年度から 547 件・32 億 89 百万円増加し、7,402 件・305 億 29 百万円となりました。

担保区分ごとに前年度と比較すると、無担保が 439 件・6 億 15 百万円、有担保が 108 件・26 億 74 百万円増加しました。

※国の損失補填付事業の保証に係る実績を除いています。

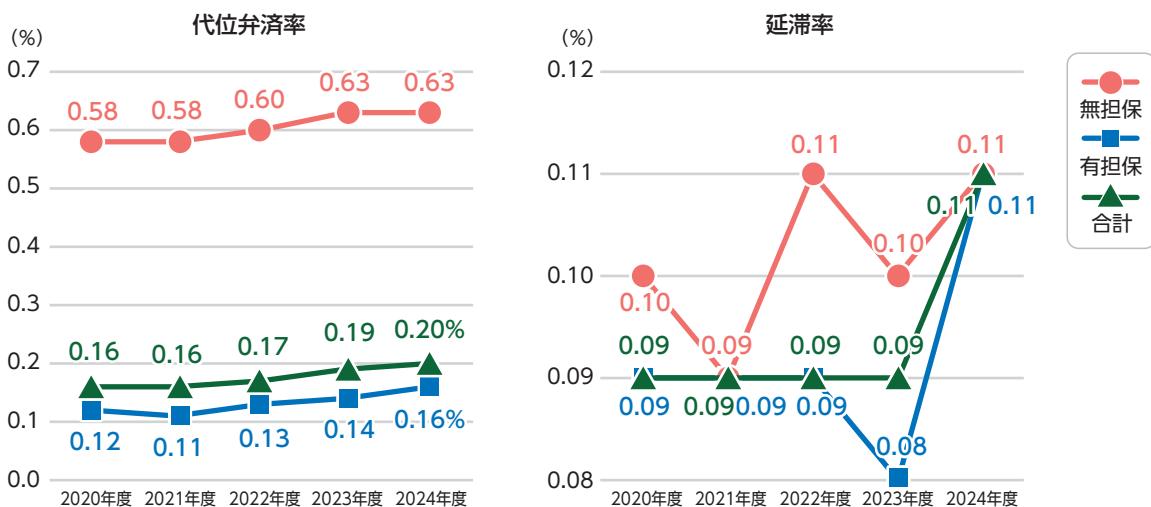
## 付保証延滞残高



前年度末から 388 件・39 億 63 百万円増加し、2,063 件・165 億 37 百万円となりました。

担保区分ごとに前年度末と比較すると、無担保が 177 件・2 億 93 百万円、有担保が 211 件・36 億 69 百万円増加しました。

## 代位弁済率および延滞率



代位弁済率は、前年度から 0.01 ポイント増の 0.20%となりました。

担保区分ごとに前年度と比較すると、無担保は変動なく、有担保が 0.02 ポイント増加しました。

保証債務の延滞残高が前年度より 39 億 63 百万円増加したことにより、延滞率は、前年度から 0.02 ポイント増の 0.11%となりました。

担保区分ごとに前年度末と比較すると、無担保が 0.01 ポイント、有担保が 0.03 ポイント増加しました。

ごあいさつ

設立概要  
と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本金融機関における取組み  
SDGsに関する取り組み

経営計画の概要  
第9期中期

事業報告書  
2024年度

決算報告書  
2024年度

事業計画  
2025年度

経営管理体制

内部管理態勢

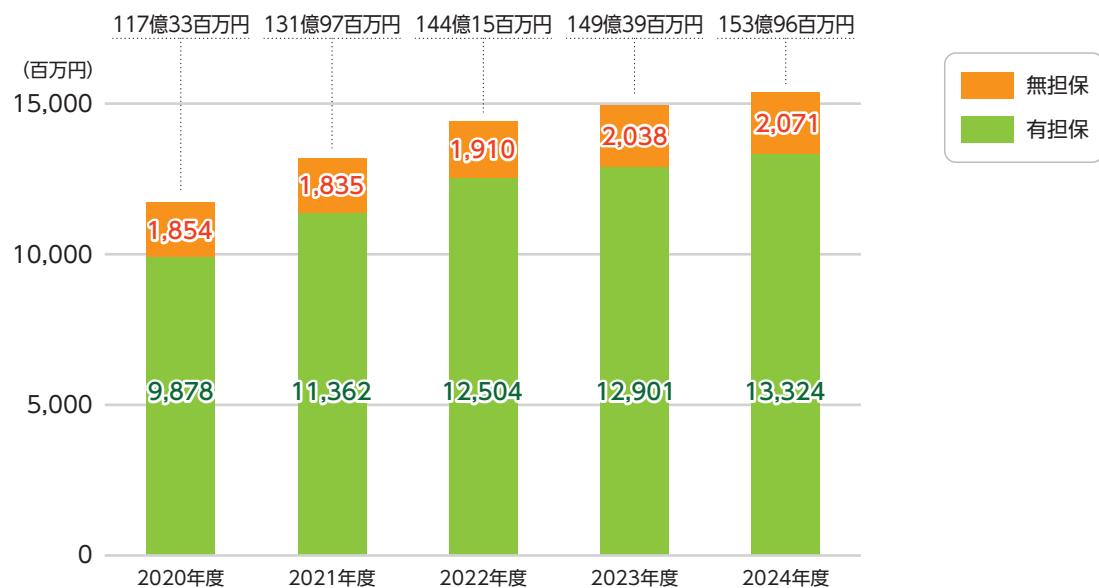
トピックス

資料編

## 2. 統計データ

### 事業概況推移

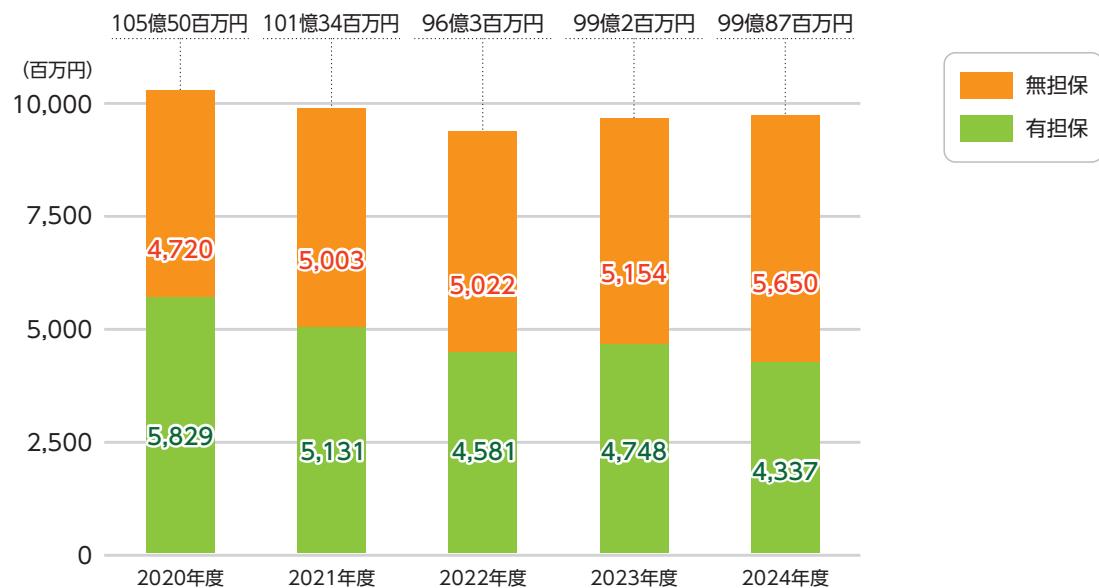
#### 求償権回収金



定例返済額の増額に向けた折衝を強化したことや不動産市況が引き続き好調だったこと等により、前年度から 4 億 56 百万円増加し、153 億 96 百万円となりました。

担保区分ごとに前年度と比較すると、無担保が 32 百万円、有担保が 4 億 23 百万円増加しました。

#### 求償権償却額

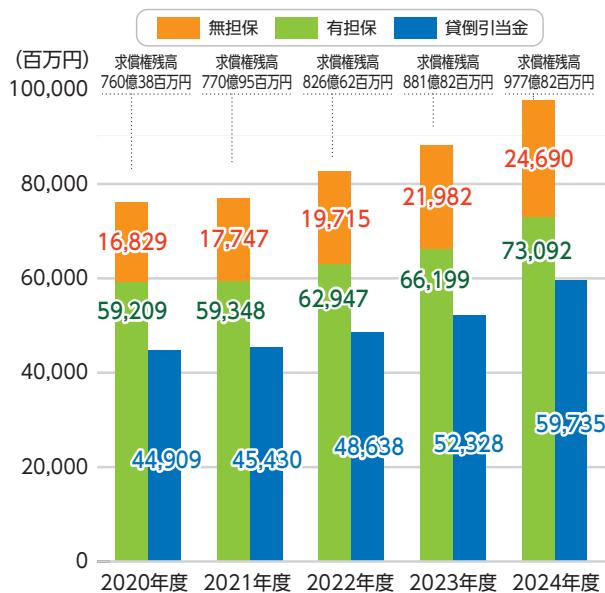


前年度から 85 百万円増加し、99 億 87 百万円となりました。

担保区分ごとに前年度と比較すると、無担保が 4 億 96 百万円増加し、有担保が 4 億 11 百万円減少しました。

※国の損失補填付事業の保証に係る実績を除いています。

## 期末求償権残高と貸倒引当金



## 債務保証損失引当金

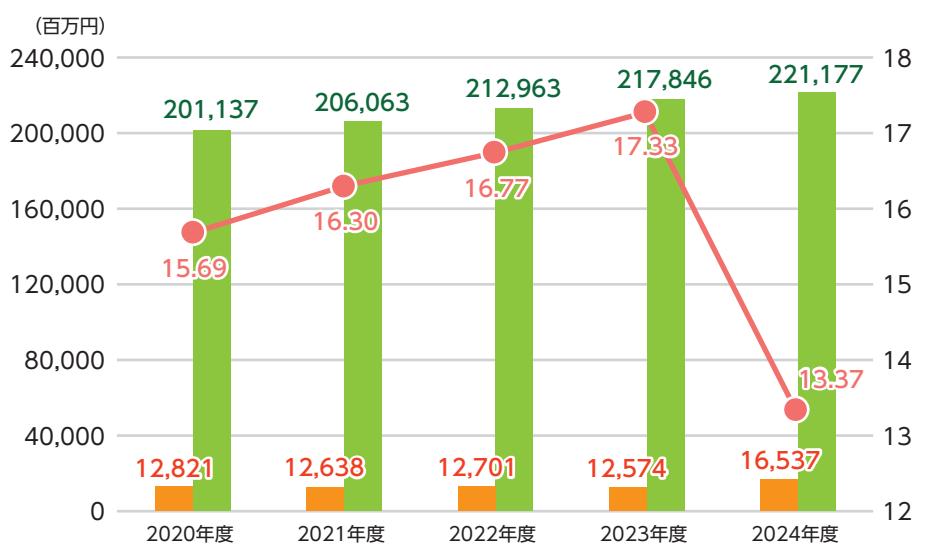


期末求償権残高は、前年度末から 96 億円増加し、977 億 82 百万円となりました。

貸倒引当金は、前年度から 74 億 6 百万円増加し、597 億 35 百万円となりました。

債務保証損失引当金は、前年度から 5 億 80 百万円増加し、1,133 億 47 百万円となりました。

## 代弁能力係数



代弁能力係数は、前年度から 3.95 ポイント減少し、13.37 となりました。

ごあいさつ

設立概要  
と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本金融公庫に関する取組み  
SDGsにおける取り組み

経営計画の概要  
第9期中期

事業報告書  
2024年度

決算報告書  
2024年度

事業計画  
2025年度

経営管理体制  
内部管理態勢

トピックス

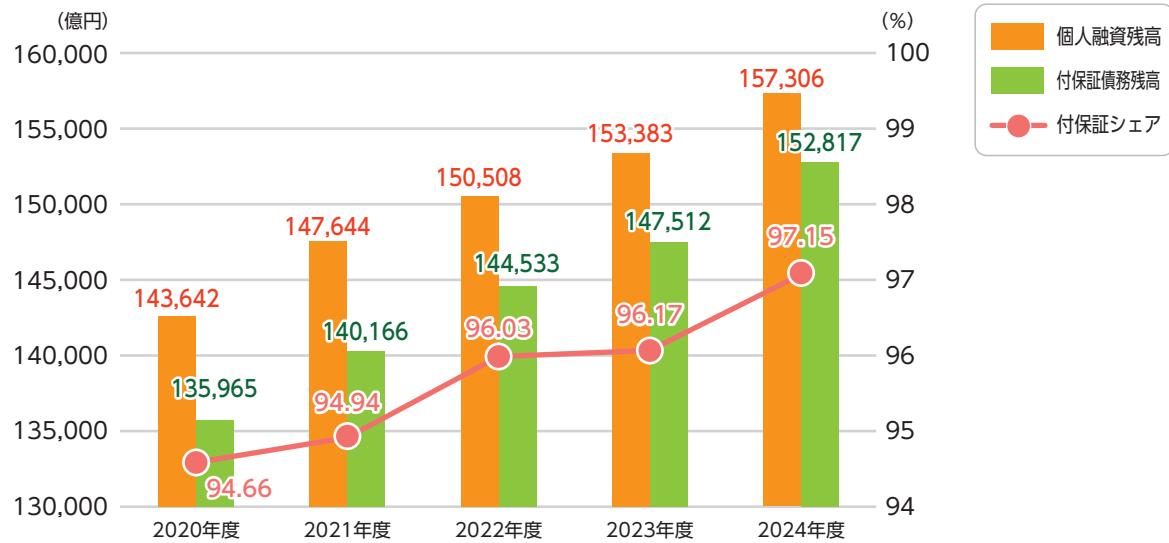
資料編

## 2. 統計データ

### 事業概況推移

※国の損失補填付事業の保証に係る実績を除いています。

#### 労働金庫の個人融資に占める付保証シェア



労働金庫の個人融資に占める、日本労信協保証の割合を残高ベースで示したものです。

付保証シェアは、前年度末から 0.97 ポイント増加し、97.15%となりました。

### 主要計数推移

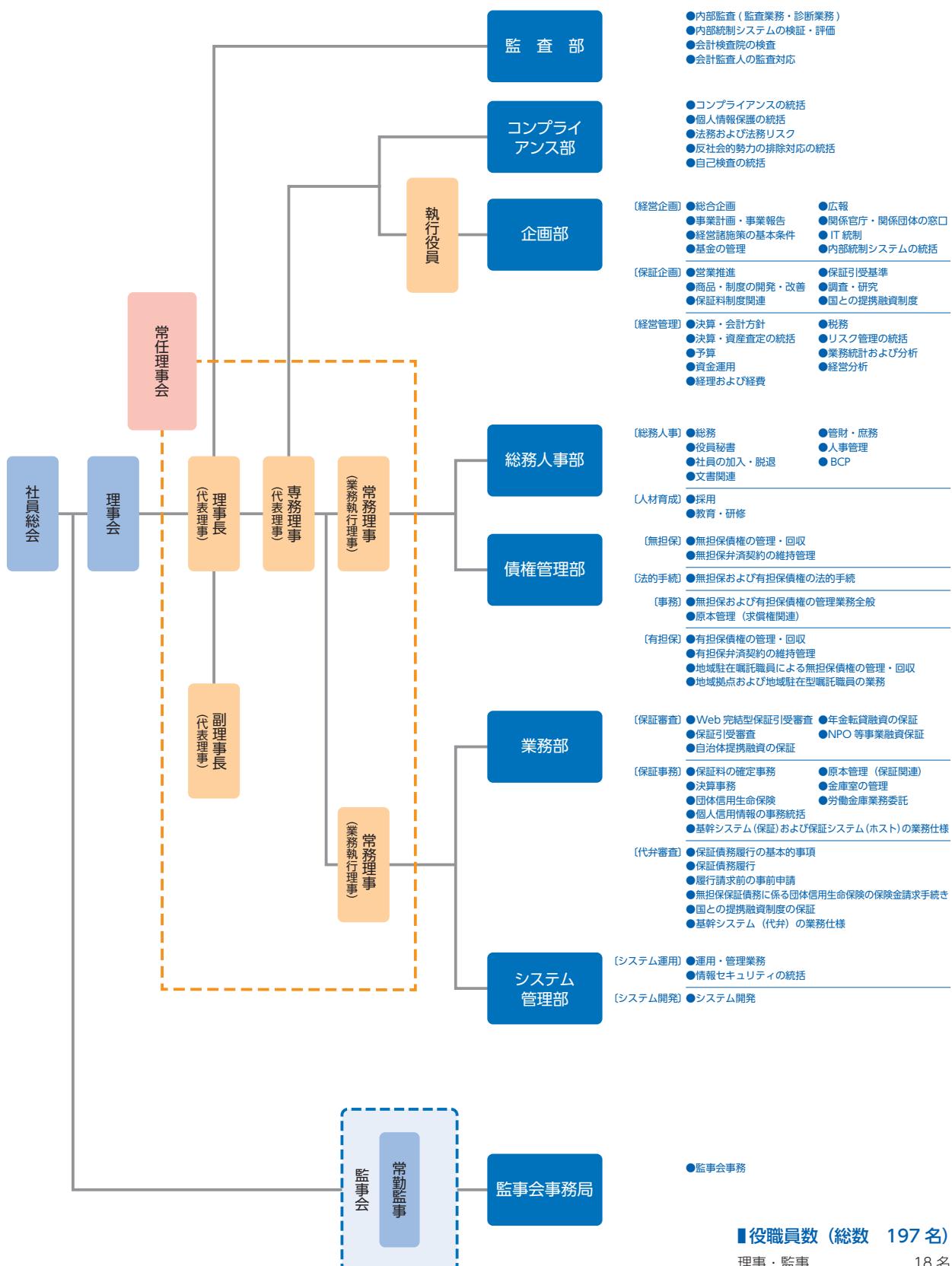
[2020 年度～ 2024 年度]

(単位：件、百万円)

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
基本財産	寄付金	120,883	124,614	128,493	131,139	135,852
	保証積立資産	3,609	3,609	3,609	3,609	3,609
新規保証引受	件数	117,274	121,005	124,884	127,530	132,243
	金額	297,064	303,327	285,672	292,950	302,031
保証債務残高	件数	1,921,779	1,918,311	1,805,208	1,761,404	1,931,283
	金額	3,609,524	3,622,638	3,636,002	3,623,582	3,665,060
決算保証料		13,597,195	14,017,207	14,453,736	14,751,553	15,281,999
付保証延滞残高	件数	23,061	23,129	23,342	23,775	24,999
	金額	1,610	1,533	1,744	1,675	2,063
代位弁済	件数	12,821	12,638	12,701	12,574	16,537
	金額	5,460	5,531	6,127	6,855	7,402
求償権残高	件数	21,303	21,756	24,638	27,240	30,529
	金額	23,620	23,894	25,547	27,036	29,736
求償権回収金		76,038	82,662	88,182	97,782	11,733
		77,095	13,197	14,415	14,939	15,396

# 日本労信協組織図

2025年6月30日現在



#### ■ 役職員数（総数 197名）

理事・監事	18名
相談役	2名
執行役員	1名
職員	130名
嘱託職員	27名
地域常駐	12名
派遣職員	7名

### 3. コーポレートデータ

#### 社員一覧

2025年6月30日現在

##### 労働金庫

北海道労働金庫  
東北労働金庫  
中央労働金庫  
新潟県労働金庫  
長野県労働金庫  
静岡県労働金庫  
北陸労働金庫  
東海労働金庫  
近畿労働金庫  
中国労働金庫  
四国労働金庫  
九州労働金庫  
沖縄県労働金庫

##### 労(勤)信協

北海道勤労者信用基金協会  
静岡県勤労者信用基金協会

##### 労働金庫連合会

合計 16 社員

#### 役員名簿

2025年6月30日現在

理事長	戸守 学*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
副理事長	江川 光一*	一般社団法人 全国労働金庫協会 副理事長
専務理事	小野 隆*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
常務理事	杉山 紀恵*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
常務理事	山口 剛史*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
理事	杉山 元	北海道労働金庫 理事長
理事	杉浦 賢次	中央労働金庫 理事長
理事	佐々木 龍也	東海労働金庫 理事長
理事	山本 昌則	近畿労働金庫 専務理事
理事	青柳 直	九州労働金庫 理事長
理事	上田 浩幸	労働金庫連合会 専務理事
理事	南部 美智代*	労働者福祉中央協議会 事務局長
理事	小熊 栄*	日本労働組合総連合会 副事務局長
理事	勝木 江津子*	東京協立法律事務所 弁護士
理事	林 晃司*	マイスター会計事務所 代表 公認会計士
常勤監事	富高 誠*	一般社団法人 日本労働者信用基金協会
監事	宮沢 彰	長野県労働金庫 専務理事
監事	竹井 豊*	公益財団法人 公益法人協会 理事

\* 社員外役員となります。

## あゆみ

1980年 6月	日本労働者信用基金協会創立総会開催 *事務所は港区新橋2丁目12番地7号「労金新橋ビル」
7月	大蔵・労働大臣へ設立許可申請
8月	社団法人設立許可 保証債務および損害補償債務の最高限度額を「基本財産の80倍」に設定
10月	信用保証事業開始
1983年 9月	旧保証システム稼働
1984年 4月	事務所移転 *港区新橋5丁目10番地5号「同和ビル」に移転
6月	保証債務および損害補償債務の最高限度額を「基本財産の150倍」に引き上げ
1988年 1月	旧求償権システム稼働
6月	事務所移転 *千代田区神田駿河台2丁目9番地「駿河台フジビュービル」に移転
1989年 11月	保証債務残高が1兆円を超える
1991年 4月	保証料体系の改定
1994年 6月	事務所移転 *千代田区神田駿河台2丁目2番地「御茶ノ水杏雲ビル」に移転
1997年 4月	求償担保方式導入
1998年 4月	求償権管理・回収直轄化方針の策定
2000年 5月	事務所移転 *文京区後楽1丁目4番14号「後楽森ビル」に移転
2001年 4月	組織区分別保証料率導入
5月	新求償権システム(前求償権システム)稼働
2002年 3月	保証債務残高が5兆円を超える
2003年 4月	地域駐在嘱託職員配置
2004年 2月	全国版信用リスク管理システム(RANP)稼働
2005年 4月	変動保証料制度導入
2006年 4月	階層別保証料率制度導入
2007年 7月	新保証システム(前保証システム)稼働
2008年 12月	就職安定資金融資の保証引受け開始(2010.9新規取扱終了)
2009年 8月	訓練・生活支援資金融資の保証引受け開始 (2011.11後継事業「求職者支援資金融資制度」に移行)
2010年 3月	日本労信協「理念」制定
10月	保証債務残高が10兆円を超える
11月	代弁審査システム(D-TVWIN)稼働
2011年 3月	東日本大震災被災者救済を目的とした無担保融資に係る保証引受け開始
5月	技能者育成資金融資の保証引受け開始
8月	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」への対応開始
10月	求職者支援資金融資の保証引受け開始
2012年 4月	非営利型一般社団法人へ移行
	西日本事務所開設 *大阪市淀川区西宮原1丁目6番44号 近畿労働金庫 新大阪事務所内
2013年 4月	NPO等非営利法人事業融資の保証引受け開始
6月	次世代認定マーク(愛称:くるみん)を取得
2014年 4月	西日本事務所移転 *大阪市淀川区宮原3丁目5番36号「新大阪トラストタワー」に移転
2015年 4月	札幌事務所開設 *札幌市豊平区豊平4条3丁目1号「シャルム豊平」
2016年 3月	求償権回収におけるコンビニ入金の取扱いを開始
2017年 4月	平成28年熊本地震被災者救済を目的とした無担保融資に係る保証引受け開始 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応開始
2018年 3月	札幌事務所閉鎖
	西日本事務所移転 *大阪府吹田市豊津町10番34号「井門江坂駅前ビル」に移転
10月	Web完結型保証審査(カードローン)取扱開始
2019年 10月	労働金庫へデータ分析ツール提供
2020年 3月	全国労働者信用基金協会連合会の解散(2020.2.17臨時総会にて決議)
2021年 5月	保証・代弁・求償権の3システムを統合した新基幹システム稼働
9月	Web完結型保証審査(無担保証書貸付)取扱開始
2022年 3月	健康経営優良法人(大規模法人部門)認定
2023年 4月	AIを用いたWeb完結型保証審査を開始
2024年 3月	西日本事務所閉鎖
9月	保証債務残高が15兆円を超える

### 【期末保証債務残高の推移】



### 【保証事業を譲り受けた】 労(勤)信協

1994年 3月	高知県労信協
1999年 1月	島根県勤信協
3月	広島県労信協
	香川県勤信協
2000年 1月	栃木県労信協
3月	宮城県勤信協
9月	大分県労信協
2001年 2月	長崎県勤信協
3月	岡山県労信協
	徳島県勤信協
	福岡県労信協
	佐賀県労信協
9月	滋賀県労信協
11月	奈良県労信協
	和歌山県労信協
2002年 3月	岩手県勤信協
	福島県労信協
	熊本県勤信協
	鹿児島県労信協
9月	青森県労信協
	秋田県労信協
11月	京都府労信協
	兵庫県勤信協
2003年 3月	山梨県労信協
9月	愛媛県労信協
10月	大阪府勤信協
2004年 1月	長野県労信協
3月	千葉県労信協
	岐阜県労信協
4月	沖縄県労信協
9月	愛知県勤信協
11月	三重県勤信協
2006年 1月	山口県福基協
2010年 11月	茨城県労信協
	群馬県労信協
	埼玉県労信協
	東京共同保証
	神奈川県労信協
2013年 8月	山形県労信協
2022年 10月	新潟県労信協
2024年 8月	富山県勤信協
	石川県労信協
	福井県労信協

### 【保証限度額の推移】

\* 2025年4月現在の保証制度の概要はP6参照

年月	1980.10	1981.9	1983.3	1989.4	2001.3	2014.10
保証 限度額	無担保 300万円	500万円	500万円	500万円	1,000万円	2,000万円
	有担保 2,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	1億円

ご  
あ  
い  
さ  
つ

設  
立  
概  
要  
と  
役  
割

事  
業  
の  
仕  
組  
み

保  
証  
制  
度  
の  
概  
要

日本労信協における取組み  
経営計画の中期目標

2024年度

決算報告  
2024年度

事業計画  
2025年度

経営管理体制  
内部管理態勢

トピックス

資料編

資  
料  
編

## 定 款

### 第1章 総則

- (名称)  
第1条 この法人は、一般社団法人日本労働者信用基金協会と称する。
- (事務所)  
第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。  
2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

### 第2章 目的および事業

- (目的)  
第3条 この法人は、労働者への融資の円滑のために公益性に根ざした信用保証事業を行い、もって労働者とその家族が安心して生活できる共生社会の実現に寄与することを目的とする。
- (事業)  
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 労働金庫が行う労働者およびその労働者と生計を一にする配偶者その他の親族に対する融資に係る債務保証  
(2) 労働金庫が行う国および独立行政法人の融資制度に係る債務保証  
(3) 労働金庫および他の金融機関が行う労働者を対象とする自治体提携融資に係る債務保証  
(4) 労働者信用基金協会（この法人と類似の事業を行う各都道府県単位に設立される法人（以下「労信協」という。））の信用保証事業の承継に伴う労働金庫以外の金融機関が行う労働者に対する生活資金および住宅資金の融資に係る債務保証  
(5) 労働金庫が行う特定非営利活動法人等非営利法人への融資に係る債務保証  
(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業  
2 前項の事業は、日本国内において行うものとする。  
3 第1項第1号から第5号までに規定する業務の方法は、業務方法書に定める。

- (保証債務の最高限度)  
第5条 この法人の保証債務の最高限度額は、基本財産の150倍とする。

### 第3章 社員

- (社員の資格)  
第6条 この法人の社員たる資格を有する者は、次に掲げる者でこの法人の目的および事業に賛同する者とする。  
(1) 労働金庫  
(2) 労信協  
(3) 労働金庫連合会
- (社員の資格の取得)  
第7条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。
- (任意退社)  
第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。
- (除名)  
第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。  
(1) この定款その他の規則に違反したとき。  
(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。  
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。  
2 前項の規定により社員を除名しようとする場合には、その社員に社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

- (社員資格の喪失)  
第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。  
(1) 当該社員が解散したとき。  
(2) 総社員が同意したとき。

### 第4章 社員総会

- (構成)  
第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。
- (議決権)  
第12条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

#### （権限）

- 第13条 社員総会は、次の事項について決議する。  
(1) 社員の除名  
(2) 理事、監事および会計監査人の選任または解任ならびに会計監査人を再任しないこと  
(3) 理事および監事の報酬等の額  
(4) 定款の変更  
(5) 解散および残余財産の処分  
(6) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

#### （開催）

- 第14条 この法人の社員総会は、定期社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

#### （招集）

- 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。  
2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

#### （議長）

- 第16条 社員総会の議長は、理事長が当たる。

#### （定足数）

- 第17条 社員総会は、総社員の過半数が出席しなければ成立しない。

#### （決議）

- 第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。  
(1) 社員の除名  
(2) 監事の解任  
(3) 定款の変更  
(4) 解散  
(5) その他法令で定められた事項

#### （議事録）

- 第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 議長および議長の指名した出席社員2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

### 第5章 役員および会計監査人

#### （役員および会計監査人の設置）

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。  
(1) 理事 11名以上15名以内  
(2) 監事 2名以上3名以内  
(3) 理事のうち3名を代表理事とする。  
(4) 代表理事以外の理事のうち2名以内を業務執行理事とする。  
4 この法人に会計監査人を置く。

#### （役員および会計監査人の選任）

- 第21条 理事および監事ならびに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。  
なお、社員総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。  
2 理事および監事は、社員の役職員の中から選任する。ただし、理事のうち9名以内、監事のうち2名以内は、社員の役職員以外の者の中から選任することができる。  
3 第1項の決議によって選任された理事のうちから、理事会において代表理事として理事長1名、副理事長1名、および専務理事1名を選定する。  
4 第1項の決議によって選任された理事のうちから、理事会において業務執行理事として常務理事2名以内を選定する。

#### （理事の職務および権限）

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  
2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。  
3 理事長は、会務を総理する。  
4 副理事長は、理事長が欠けたとき、または理事長に事故あるときは、その職務を代行する。  
5 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して業務を統括し、理事長および副理事長が欠けたとき、または理事長および副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。



ごあいさつ

設立概要/役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本道德協会における取組み

経営計画期中の概要

事業報告書

決算報告書

事業計画書

経営管理体制

内部管理態勢

トピックス

資料編

- 6 常務理事は、代表理事を補佐して業務を執行する。
- 7 代表理事および業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務および権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### (会計監査人の職務および権限)

- 第24条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧および謄写をし、または理事および使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
    - (1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
    - (2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

#### (役員および会計監査人の任期)

- 第25条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
  - 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

#### (役員および会計監査人の解任等)

- 第26条 理事、監事および会計監査人の解任ならびに会計監査人を再任しないことについては、社員総会の決議による。
- なお、社員総会に提出する会計監査人の解任および再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。
- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。
    - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
    - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
    - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

#### (役員および会計監査人の報酬等)

- 第27条 理事の報酬等は、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める支給基準に従って支給することができる。
- 2 監事の報酬等は、社員総会において定める総額の範囲内で、監事の協議によって定める。
  - 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

#### (責任免除または限定)

- 第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第114条の規定により、理事および監事ならびに会計監査人の同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に従い、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。
- 2 この法人は、一般法人法第115条の規定により、非業務執行理事等の同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に従い、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

#### (構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職
  - 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分および譲受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選任および解任
    - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
    - (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
    - (6) 第28条第1項の責任の免除および同条第2項の責任限定契約の締結

#### (招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、第22条第4項または第5項に掲り、副理事長または専務理事が理事会を招集する。

#### (議長)

- 第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

#### (定足数)

- 第33条 理事会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

#### (決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (決議の省略)

- 第34条の2 この法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

#### (議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事が出席しなかった場合は、出席した理事および監事が記名押印する。
  - 3 前条により決議の省略があった場合は、議事録作成に係る職務を行つた理事が第1項の議事録に記名押印する。

#### (常任理事会)

- 第36条 この法人に常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事で構成する。
  - 3 常任理事会は、理事会より委任を受けた事項について協議し、決議することができること。
  - 4 監事は、必要があると認めるときは、常任理事会に出席し、意見を述べることができる。
  - 5 第1項の常任理事会に関する規程は、理事会において別に定める。

## 第7章 委員会

#### (委員会)

- 第37条 この法人は、理事会が必要あると認めたときに、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の任務、構成および議事の運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める委員会規程による。

## 第8章 事務局

#### (事務局)

- 第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置き、理事長が任免する。
  - 3 事務局の組織および運営に関する事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## 定 款

### 第9章 資産および会計

#### (基本財産)

- 第39条 この法人に、基本財産を設ける。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものにより構成する。
    - (1) 寄付金
    - (2) 保証積立資産

#### (基本財産の維持および処分)

- 第40条 この法人は、基本財産の適正な維持および管理に努めるものとする。
- 2 基本財産は、これを消費し、または抵当権その他の物権のために供してはならない。
  - 3 やむを得ない理由により基本財産の一部を取り崩す場合には、社員総会の承認を得なければならない。

#### (基本財産および保証基盤安定化積立資産の積み立ておよび取り崩し)

- 第41条 事業年度末において正味財産の増加額が生じたときは、次のとおり基本財産および保証基盤安定化積立資産に積み立てる。
- (1) 保証債務の最高限度に対する事業年度末の保証債務の割合（以下「保証限度率」という。）が75%より高い場合  
保証限度率が75%となるまで正味財産の増加額を基本財産（保証積立資産）に積み立てる。残余の正味財産の増加額は保証基盤安定化積立資産に積み立てる。
  - (2) 保証限度率が75%以下の場合  
事業年度末における正味財産の増加額の全額を基本財産（保証積立資産）に積み立てても保証限度率が75%を上回る場合は保証限度率を75%とするに必要な金額を保証基盤安定化積立資産から取り崩し、基本財産（保証積立資産）に積み立てる。
  - 2 事業年度末において正味財産の減少額が生じたときは、保証基盤安定化積立資産を取り崩す。

#### (資産の運用)

- 第42条 この法人は、次の方法以外によりその金融資産を運用してはならない。
- (1) 労働金庫連合会、労働金庫または理事会で決議した金融機関への預金（元本について損失が生じるおそれがある預金を除く）
  - (2) 国債証券、政府保証債券、地方債証券（ただし、市場公募債に限る）の保有
  - (3) 公社債投資信託の保有

#### (基金)

- 第43条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 投出された基金は、基金の投出者と合意した期日まで返還しない。
  - 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所および方法その他の必要な事項を理事会において別に定める基金取扱規程によるものとする。

#### (事業年度)

- 第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画および収支予算)

- 第45条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け、定時社員総会に報告しなければならない。
- 2 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告および決算)

- 第46条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第4号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
    - (1) 監査報告書
    - (2) 会計監査報告書

#### (剩余金分配の禁止)

第47条 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

### 第10章 定款の変更および解散等

#### (定款の変更)

- 第48条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

#### (解散)

- 第49条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (残余財産の処分)

- 第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第11章 情報公開および個人情報保護等

#### (情報公開)

- 第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を適正かつ適時に開示するものとする。
- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

#### (個人情報保護)

- 第52条 この法人は、個人情報保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報保護に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

#### (公告の方法)

- 第53条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。
- 2 この法人の貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の公告は、前項にかかわらず、定時社員総会ごとにその終結の日後5年間を経過するまでの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

### 第12章 補則

#### (委任)

- 第54条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この附則において「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は金子憲彦（理事長）および中島努（専務理事）、業務執行理事は百瀬哲行（常務理事）および志賀直範（常務理事）とする。
- 4 この法人の最初の会計監査人は新日本有限責任監査法人とする。
- 5 この定款は、2024年6月28日に一部変更し、同日から施行する。

#### 定款の変遷

2012年4月1日	設置
2013年6月27日	変更
2015年6月29日	変更
2020年6月29日	変更
2023年6月29日	変更

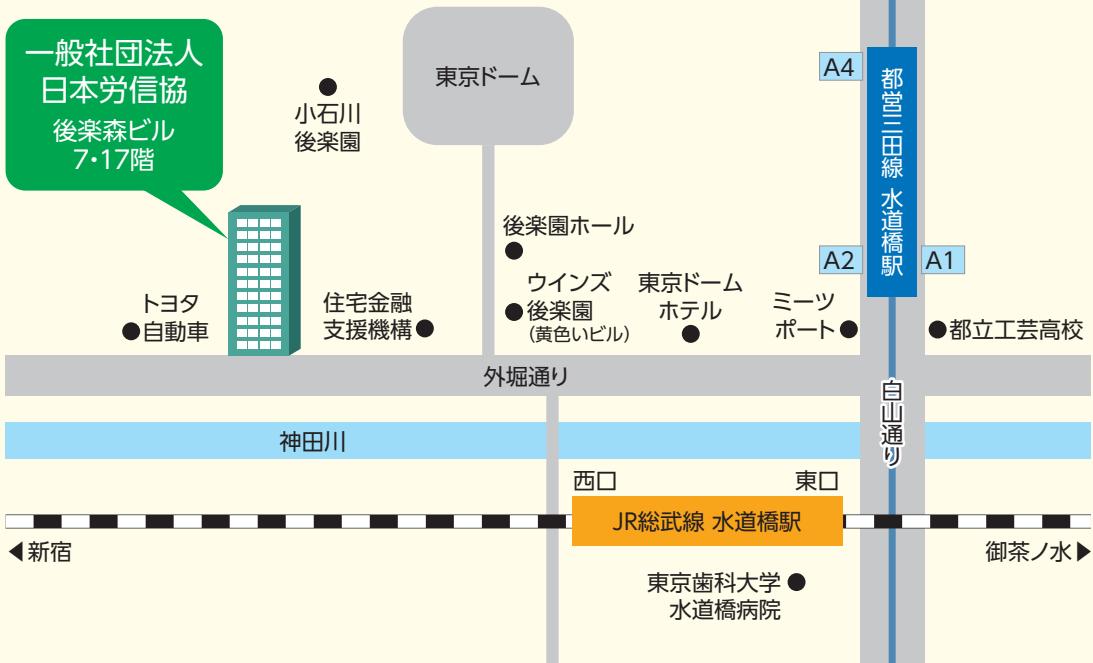
## 事務所のご案内

### ■ 一般社団法人 日本労働者信用基金協会

〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル7・17階  
TEL 03-3818-2811 (代)

● JR 総武線 水道橋駅  
西口より徒歩 4 分

● 都営三田線 水道橋駅  
A2 出口より徒歩 7 分



ごあいさつ

設立概要  
と役割

事業の仕組み

保証制度の概要

日本労信協における取組み  
について

経営計画の概要  
第9期中期

2024年度  
事業報告書

2024年度  
決算報告書

2025年度  
事業計画

経営管理体制

内部管理態勢

トップページ

資料編



NihonRoshinkyo

# DISCLOSURE 2025



一般社団法人  
日本労働者信用基金協会(日本労信協)

〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル7・17階  
TEL 03-3818-2811(代)

ホームページアドレス

<https://www.nihonroshinkyo.org/>



2025年7月発行